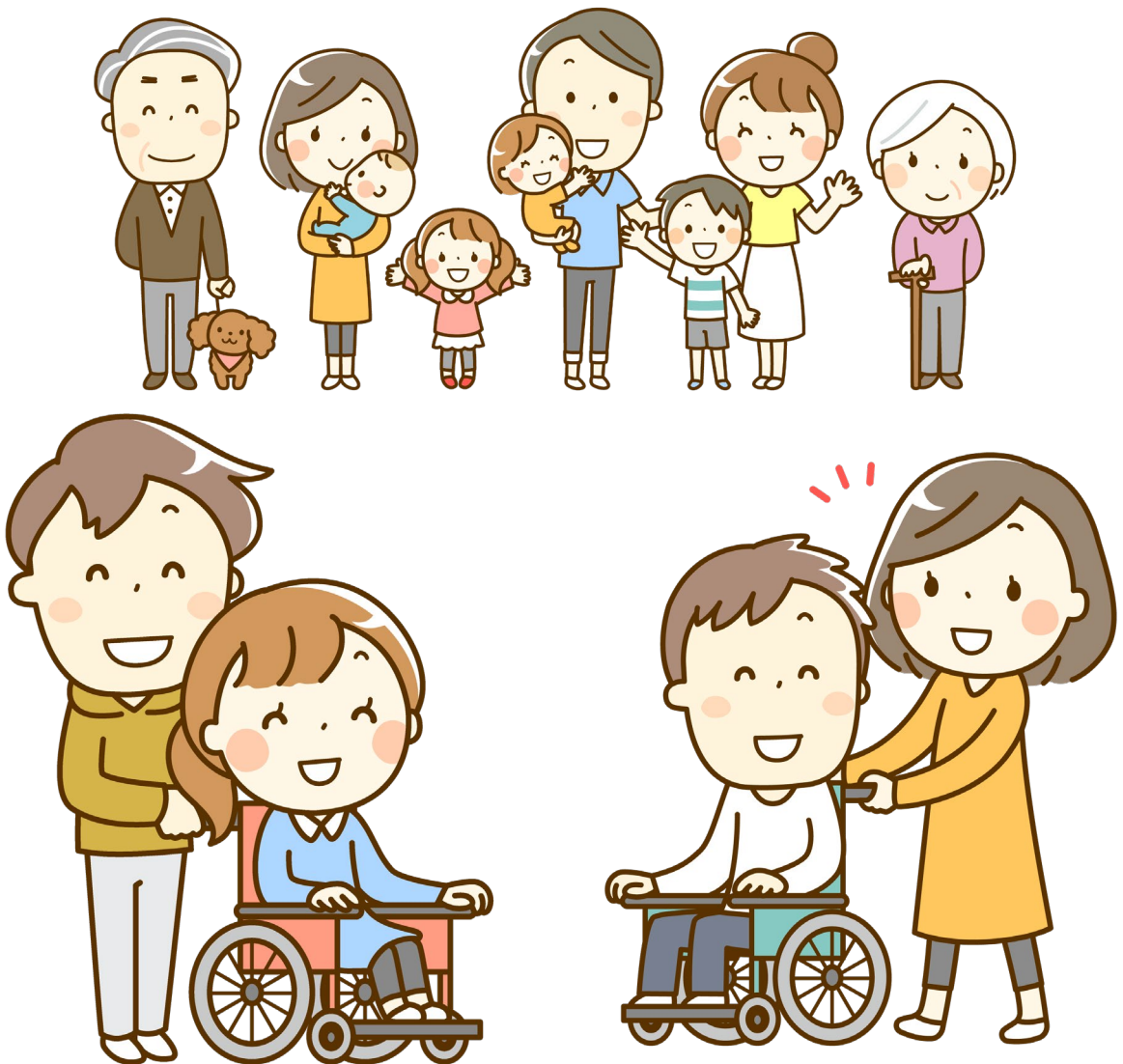


地域生活支援拠点等の 好事例集



はじめに

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられました。
- 地域生活支援拠点等が担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第3項）】として以下のとおり整理されています。
 - ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
 - ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
 - ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等
- 市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となった有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となっており、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備することとしています。
- 都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行うこととしています。
- 地域アセスメントを十分に行い、ニーズや課題の共有を行い、“PDCA”の視点で、それぞれの自治体等において、地域生活支援拠点等の整備や必要な機能の強化・充実に取り組みんでいただくために、本好事例集に収められている内容を参考にいただければ幸いです。
- 今後、各種多様な形の拠点等の好事例が“のれん分け”され、全国に縦横的に展開されることにより、全国各地で拠点等の構築や地域の課題やニーズに応える運営が広がることを期待しております。
- なお、本好事例集の作成にあたり、本文記載の各自治体等の方々から多大なご協力をいただきました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

令和5年度障害者総合福祉推進事業

「市町村や都道府県における地域生活支援拠点等の整備や機能の充実に係る調査研究」

PwCコンサルティング合同会社

ヒアリング対象自治体・圏域

1	二本松市	(福島県)	人口 53,557人	P6
2	埼玉北圏域	(埼玉県)	人口 61,499人	P10
3	千葉市	(千葉県)	人口 974,951人	P14
4	柏市	(千葉県)	人口 426,468人	P17
5	荒川区	(東京都)	人口 217,475人	P24
6	八王子市	(東京都)	人口 579,355人	P28
7	北信圏域	(長野県)	人口 82,543人	P32
8	飯伊圏域	(長野県)	人口 155,346人	P38
9	半田市	(愛知県)	人口 117,884人	P45
10	西宮市	(兵庫県)	人口 485,587人	P49

11

中讃東圏域

(香川県)

人口 50,624人

P52

12

宮崎東諸県圏域

(宮崎県)

人口 401,339人

P55

13

鹿児島市

(鹿児島県)

人口 593,128人

P59

14

竹富町

(沖縄県)

人口 3,942人

P64

ヒアリング対象都道府県

1

埼玉県

人口 7,337,000人

P69

2

東京都

人口 14,038,000人

P70

3

長野県

人口 2,020,000人

P72

4

三重県

人口 1,742,000人

P74

- ◆ 本事例集は、令和5年度時点の整備状況となります。
- ◆ 「拠点コーディネーター」は、令和6年度障害報酬改定で位置づけられたため、令和5年度の本調査実施においては、コーディネーターの定義を「地域生活支援拠点等としての機能を果たすため、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築する役割を担う者」として調査を実施し、事例集に掲載しています。
- ◆ 人口データは、以下の「政府統計の総合窓口 e-Stat」サイト（2024年2月21日更新時点）より抽出しています。

都道府県

<https://www.e-stat.go.jp/regional-statistics/ssdsview/prefectures>

市区町村

<https://www.e-stat.go.jp/regional-statistics/ssdsview/municipality>

二本松市

◆◆ 地域生活支援拠点等の整備状況 ◆◆

●●●● 設置方法 ●●●●

複数設置

- ・ 二本松市、本宮市、大玉村の3市村にて設置している。
- ・ 自立支援協議会も3市村で組織され、基幹相談支援センターはそれぞれで設置されているものの、共同で設置に近い形で運営しているため、大きな事業や新規で行う事業も共同で行うことが多い。
- ・ 費用は総額に対して、障害者手帳の所持者数に応じて3市村で按分している。

【課題等】

- ・ 市村の特定相談支援と委託相談支援の事業所は同一事業所であり、拠点コーディネーター契約もしている。そのため、事業所構成の中に特定相談支援や基幹相談支援センターがある。
- ・ 障害福祉サービス事業所、短期入所事業所1か所、委託相談支援事業所4か所で構成している。（委託相談支援は各市村で契約）
- ・ 上記のほか、社会福祉法人が運営する共同生活援助の1室を直接借り上げ（体験のアパートとして活用）。
- ・ 地域生活支援拠点等の緊急時の対応の際、障害支援区分のない方が緊急で利用する場合を想定している。
- ・ 障害支援区分が認定されている方は短期入所として利用し、認定されていない方は緊急の業務委託事業を利用する。費用は市で負担している。
- ・ 地域生活支援拠点等の構成事業所の加算算定については、地域生活支援拠点等事業を行う事業所の登録が必要であり、登録は行政が行っている。
- ・ 地域の障害者とサービスをつなぐ役割は拠点コーディネーターが担っている。
- ・ 3市町村の人口9万人に対し、拠点コーディネーターは7名である。

●●●● 実施要綱等の有無 ●●●●

あり

- ・ 地域生活支援拠点等事業の中の補助金を利用している。
- ・ 拠点コーディネーターに関する部分、体験のアパート借り上げ部分を地域生活支援拠点等事業で計上し、不足部分は市が単独で約200万円を負担している。

●●●● 整備プロセス ●●●●

- 平成28年
 - ・ 国より地域生活支援拠点等の考えが示されたころより、自立支援協議会を中心に話し合いを開始。
 - ✓ 先進事例を参考に地域生活支援拠点等整備の方向性を決定、実施要綱についても整備。
 - ✓ 市村の担当者、相談支援専門員、自立支援協議会にある4つの部会の部会長による事務局会議で基本的な方向性を話し合った。その結果を協議会に諮り、このようなやり取りを何回か行ったうえで合意形成を図った。
 - ✓ 事務局会議は毎月、協議会は年3回実施する。地域生活支援拠点等だけでなく、他の議題と合わせて話し合いを進めた。
- 令和2年
 - ・ 体験事業の運用を開始。
 - ・ 実施要綱を整備。
 - ・ 事務局会議は毎月、本会議は年3回実施。
- 令和3年
 - ・ 緊急受入先との合意形成を得た。
- 令和5年
 - ・ 緊急時居場所確保事業の業務委託、総合病院との緊急受入に関する協定を締結。

【整備を進める中での苦労】

- ・ 圏域内の福祉資源が少ないこと。どう整備するかについて模索した。

各機能の詳細

相談・緊急時の対応

- ・ 実際に体験や緊急時の対応につながる相談は年間10件程度である。
- ・ 拠点コーディネーターの役割は障害福祉サービス等につながない人の掘り起こしである。通常の訪問の場などを活用して、緊急時居場所確保事業の働きかけのために、「何かあったときのために登録しませんか」と声かけをしている。各委託相談支援事業所あたり年5件程度対応している。
- ・ 緊急時の対応について、短期入所の支給決定のためには障害支援区分1以上が必要であることから、障害支援区分認定のない人を想定している。ただし、サービス内容は短期入所と同様となり、費用は市が負担する。
- ・ 短期入所は1部屋を確保している。基本は3障害すべて受け入れ可能だが、知的障害と身体障害がメインの施設なので、精神障害のある方は状況により受け入れている。今後は精神科病院とも協定を結び予定のため、必要に応じてつないでいこうと考えている。
- ・ こどもの緊急時対応に関して、特に大人とこどもで分けてはいない。基本的にこどもは児童相談所による対応と考えている。
- ・ 二本松市は緊急時の対応について、協定先に病院が入っていることが特徴的である。最初は地域生活支援拠点等の障害福祉サービスの機能を病院に担ってもらおうと考えた時期があった。病院では定款を変えるハードルが高く、協定を結んでいる二本松病院がレスパイト入院を始めることになったため、そちらに地域生活支援拠点等の位置づけとしての取り入れを見込み、協定に至った。病院だと実質的には通常の医療入院と変わらないので、市の予算を使わなくて良いメリットがある。精神障害のある方については難しいが、知的・身体障害のある方であれば、行動障害などがある方以外は受け入れ可能と言われている。

【課題等】

- ・ 夜間休日の緊急時の受電体制は明確に整備されていない。現状では、市村の担当者が対応し、施設等に連絡をする流れとなっている。
- ・ 強度行動障害や医療的ケアのある方については体制が整っているとは言えない。管内に医療的ケア児などを受け入れる病院もなく、課題と感じている。医療的ケアのある方の緊急があった際は特定相談支援の相談支援専門員が、大きな病院や県の療育センターにつなぐ形になる。

【工夫等】

- ・ 委託相談支援に拠点コーディネーター業務が新たに加わったので、拠点コーディネーター業務分の委託費を増額して契約している。
- ・ 強度行動障害のある方の短期入所受け入れは状況による。地域生活支援拠点等と直接の関係はないが、市内に日中サービス支援型共同生活援助ができ、強度行動障害のある方も受け入れているので、多少は受け入れ体制が整ったと感じている。

【拠点が整備されたことによる効果等】

- ・ これまで、緊急対応事例が発生した際、初動の対応方法から協議していたが、地域生活支援拠点等の整備後は、緊急時の対応について契約している施設が使えるかの協議から始めることができ、対応プロセスが明確になった。それにより、住民や職員の安心感にもつながっている。
- ・ 選択肢が増えて良かったと感じている。施設入所を考える場合、すぐに空きが見つからないことも多いので、一、二週間でも一定期間施設に受け入れてもらえることにより、次の行き先を考える時間の猶予が増えることが利点と考えている。

【主な事例】

- ・ 緊急時の対応について、虐待事例を2、3日受け入れた事例がある。

地域移行の体験

- ・ 年間で2～3人である。体験アパートは、1、2泊からの短い期間から始まり、その後は3、4日、1週間、1ヶ月の利用をすることもある。年間の稼働は5～6回である。埋まってしまう状況ではない。地域生活支援事業の補助金の中で借り上げており、本人は障害福祉サービス等を利用せず使用できる。アパートの管理費も含め、法人に年間委託している。利用費はかからないが、食費は自己負担である。基本的な日用品は揃っているの、その他の必要なものがあれば、利用者が個人で準備する。
- ・ 8050の関係で、親亡き後を見据えて一人暮らしを考えている方の利用が多い。今のところ病院からの移行は無い。
- ・ ADLが自立した方であれば、虐待等の事案が発生した際に緊急避難場所としての利用も可能である。あくまでも自立に向けた使い方ではあるが、実際に虐待時に利用した事例も1件ある。
- ・ 行動障害が強い方等の虐待案件は委託している短期入所の施設にお願いしている。

【拠点整備されたことによる効果等】

- ・ 自立を考えてアパート利用がしたい方の不安軽減につながり、自立への目処が立つ。
- ・ 地域生活支援拠点等の手始めとして始まったのが体験の機能だった。地域生活支援拠点等の整備により、体験アパートができたことが大きな効果であったと捉えている。

人材育成・地域づくり

- ・ 基幹相談支援センターを中心に地域生活支援拠点等の部分なども含めた研修を行い、人材育成を図っている。相談支援専門員向けの研修が多く、毎月テーマを決めて開催している。
- ・ 相談支援専門員の人材育成は基幹相談支援センターで行い、地域のサービス提供事業所の人材育成は地域生活支援拠点等で行っている。
- ・ 国は強度行動障害や医療的ケアの支援力向上の研修を実施するよう求めているが、二本松市として特別に行ってはいない。自立支援協議会の各部会の中では、それぞれテーマを決めて研修を行うことがある。
- ・ 地域づくりは地域生活支援拠点等としては特に実施していない。

【課題等】

- ・ 相談支援事業所については、地域生活支援拠点等についての理解も深まっている。緊急時に自立に向けた生活への橋渡しの役割を担っており、相談支援専門員のスキルアップにつながっているが、地域全体までつながっているとは言えない。今後は関係する福祉事業所や地元住民にもつなげていけたらと考えている。地域生活支援拠点等が出来る前と出来てからの変化はあまり実感していない。

◆◆◆ 拠点コーディネーター ◆◆◆

●●●● 所属機関、配置状況、資格等の状況 ●●●●

- ・ 拠点コーディネーターの要件は相談支援専門員の有資格者としている。
- ・ 特定相談支援との兼務となり、地域生活支援拠点等に係る相談や未把握事例の掘り起こしの他に、拠点コーディネーターとして契約書の中に謳われている業務は、緊急時の受け入れ対応、体験の場のコーディネートである。
- ・ 拠点コーディネーターの要綱や仕様書はなく、地域生活支援拠点等の要綱の中には「コーディネーターを配置し」と記載している。
- ・ 拠点コーディネーターは常勤の正規職員となる。

●●●● 予算 ●●●●

- ・ 委託相談支援に拠点コーディネーターを配置し、補助金を活用している。

●●●● 具体的な業務、実績、効果のあった事例 ●●●●

- ・ 知的障害のある方の自宅で火災が発生した際、緊急時の受け入れを行った。障害福祉サービス等を使っていない方であった。
- ・ 精神障害と知的障害のある方の共同生活援助での施設従事者による虐待が疑われ、緊急時の受け入れを行った。
- ・ 今年度は共同生活援助を借り上げて体験の部屋として利用しているが、二本松市では1件の利用があった。本宮市や大玉村でも利用がある。

◆◆ 地域生活支援拠点等の運営状況 ◆◆

●●●● 自治体の関与の状況 ●●●●

- ・ 協議会は医療関係者、教育関係者、地域の障害福祉事業所の代表、民生委員の代表、当事者団体の代表、当事者支援団体（家族会など）の代表、大学教授などの学識経験者で構成している。事務局会議は市村の職員、相談支援事業所、各部会の部会長で構成している。
- ・ 最も多い一次アセスメントは、各市村、もしくは相談支援事業所に相談があり、連携し合って事業所につなぐ対応方法である。
- ・ 障害支援区分認定がされていない方に関して、短期入所を継続的、頻繁に利用するようであれば、障害支援区分認定し短期入所の受給者証を発行するが、一時的な利用であれば地域生活支援拠点等での対応となる。

●●●● 地域生活支援拠点等の機能の検証や検討の方法 ●●●●

- ・ 地域生活支援拠点等の機能の検討や検証について、令和5年度から緊急時の居場所確保の業務委託が始まり、初めて地域生活支援拠点等の5つの機能が揃った。検証方法をどうするかの話にまでは至っていない。令和6年3月の事務局会議で体験利用の実績や緊急受け入れのケースを確認する予定である。
- ・ 検証の頻度については最低でも年1回は必要である。実績の中から課題点等をみつけ、今後の支援に活かせば良い。

【課題等】

- ・ 検証方法については、事務局会議で話し合い、協議会で検討する必要がある。現在はPDCAのPDまでである。CAについてはこれからの対応となる。

【拠点が整備されたことによる効果等】

- ・ 緊急時の対応については、何十年も前から年間何件か事例があり、その場の対応で苦労してきたが、受け入れ体制が整備されたことにより、一定の効果があった。

埼葛北圏域

◆◆ 地域生活支援拠点等の整備状況 ◆◆

●●●● 設置方法 ●●●●

複数設置

- ・ 基幹相談支援センターと同様に3市2町で共同設置している。
- ・ 単独設置よりも財政的な負担が少なく、切磋琢磨しスキルアップができる。
- ・ 障害福祉サービス等提供事業所に事業所登録をしてもらっている。事業所登録を申請し、それを市町が受理する。認定証等は特に無い。
- ・ 地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターの事務所は同一としている。
- ・ 特定相談支援事業所の4か所が機能強化型の共同体として協定を締結している。
- ・ 事業所登録については手上げ式としている。

【課題等】

- ・ 意思決定が一つの自治体で完結しないため、それぞれ持ち帰って調整するなど、合意形成に時間がかかる。共通認識を持たないと話が進まない。

【工夫等】

- ・ 潜在的なニーズの掘り起こしなど、緊急時の対応にならないよう、予防するための平時の関りが重要であり、通所サービス事業所でも、通所している人の将来の暮らしを考えるなど役割がある。緊急時の体制に加えて、啓発や体験に向けた動き出しのための取り組みが必要だと考えている。

●●●● 実施要綱等の有無 ●●●●

あり

- ・ 緊急の定義については特に明文化していない。

●●●● 予算 ●●●●

- ・ 地域生活支援事業の基幹相談支援センター機能強化事業の補助金を利用し、他に市から単独財政負担はない。
- ・ 地域生活支援拠点等の委託費に補助金をつけている。

●●●● 整備プロセス ●●●●

- 令和3年
 - ・ 正式に稼働を開始。
 - ・ 基幹相談支援センターを受託している3法人の人事権のある者、行政、基幹相談支援センターの職員で毎月コア会議を実施。
 - ✓ 埼葛北地域圏域にどのような地域生活支援拠点等が必要なのか、目指す姿や予算確保について協議。
 - ・ 協議会に地域生活支援拠点連絡会を部会として位置づけた。
 - ✓ 開催頻度はコアメンバーでの会議が毎月、地域生活支援拠点連絡会は2、3か月に1回の実施。

【整備を進める中での苦労】

- ・ 整備にあたっては、予算の確保が大変であった。また、地域生活支援拠点等として目指す地域の姿、成功事例が少ないため、迷走したこともあり、視察を通して緊急時の対応のあり方などを考えた。

相談・緊急時の対応

- ・ 地域生活支援拠点等に直接相談に来る方はあまりおらず、行政からの相談が多い。また、特定相談支援の相談支援専門員が相談に来て動くケースもある。
- ・ 拠点コーディネーターが対応した事例では、短期入所を利用したことがない方、通所に行く回数が減って引きこもりがちになる8050世帯の方などの相談を受けている。
- ・ 特定相談支援の相談支援専門員が対応に悩み、相談に来ることがあるので、適宜対応している。
- ・ 相談内容により、基幹相談支援センターとのすみ分けを行っている。将来の暮らし方、暮らしの場所が変わるような相談を受けることが多い。
- ・ 知的障害を対象としている施設3か所、身体障害を対象としている施設1か所、受託法人が運営している共同生活援助等に依頼することが多い。
- ・ 休日や夜間の対応については、地域生活支援拠点等の固定電話が業務用携帯に転送される。ただし、直接電話が来ることはほとんどない。行政が初期対応をし、土日は一時避難し、週明けに地域生活支援拠点等に連絡が来ることもある。
- ・ その後の暮らしの場を考える取り組みは、相談支援専門員や通所サービス事業所にも一緒に検討してもらっている。通所先の事業所は、利用者の日常を見ているのが強みである。相談支援専門員も見ているが、通所事業所は毎日の様子を見ているため、食事など日常生活の小さな変化にも気づきがある。
- ・ 児童に関しては虐待関連が多いが件数は多くない。

【工夫等】

- ・ 拠点コーディネーター一人で相談を受けないようにしている。拠点コーディネーターは個別ケースの対応よりも、地域づくりに重点を置いている。
- ・ 特定相談支援に限らず、行政の窓口や通所事業所など、相談しやすいところに相談してもらえれば良いと考えている。相談を受けた人が適切に発信できる体制が大事である。

【拠点が整備されたことによる効果等】

- ・ 地域の事業所から拠点コーディネーターに相談してみよう、と思ってもらえるようになった。
- ・ 行政としては相談の内容は変わらない。緊急時の対応に特化して、うまく対応するためのシステムができたのが一番大きい。一度でも受け入れ施設と連携が来ると、自発的な動きができるので、土日の対応なども含めてうまく体制構築ができた。

【主な事例】

- ・ 8050世帯の母親が入院してしまい、介護者が不在になるケースや虐待のケースがある。

地域移行の体験

- ・ 今すぐではないが、体験しておくことと将来の暮らしの場の選択に有益なケースを対象に実施した。通所サービス事業所の職員と一緒に施設を選んだり、見学に行ったりする取り組みを行った。親亡き後に限らず、ご家族の支援力が低いケースなども対象としている。精神科病院や、入所施設からの地域移行に関する地域生活支援拠点等の活用については取組中である。自立生活援助や地域定着支援との親和性が高いと考えており、地域移行の部会に拠点コーディネーターも入っている。

人材育成・地域づくり

- ・ 人材育成は基幹相談支援センターの人材育成と共同で実施している。地域生活支援拠点等に登録している事業所、受託法人の事業所とは年に3、4回集まって連絡会を実施しており、事例紹介や事業計画、課題などを共有している。
- ・ 現在は通所サービス事業所職員の人材育成に力を入れている。関心も情報も持っているが、職員の中で将来の暮らしについて話し合う場や機会がないまま緊急対応が必要になってしまうことがある。予防的な視点を持ち、支援につながらなくても着眼点を共有しよう、という取り組みである。
- ・ ケース会議への出席をすることで、直接本人や家族と会わなくてもケース対応についての相談があり、OJTやスーパービジョンとしての機会となっている。
- ・ 緊急時は人手が足りないため、拠点コーディネーター自身も対応するが、過去の事例を紹介することで、拠点コーディネーターが介入せず解決することもある。

【拠点が整備されたことによる効果等】

- ・ 共同生活援助と通所サービス事業所で顔の見える関係が構築されてきた。
- ・ コロナ禍に地域生活支援拠点等として保健所の疾病対策課から障害者支援施設に話をしてもらい、感染症対策などの情報交換がよりスムーズになった。
- ・ 地域生活支援拠点等があり、拠点コーディネーターによる緊急時の対応を通して、地域の土壌づくりが少しずつ出来てきていると感じる。

◆◆ 拠点コーディネーター ◆◆

●●●● 所属機関、配置状況、資格等の状況 ●●●●

- ・ 配置については、一人が専従であり、センター長は基幹相談支援センターと兼任している。資格は社会福祉士である。配置場所は、地域生活支援拠点等の事務所であり、基幹相談支援センターと同じ事務所になる。
- ・ 拠点コーディネーターの業務は、5つの機能のうち、「人材育成」と「地域づくり」という認識である。緊急時の対応など、個別のケースに対応しながら人材育成や地域づくりに取り組んでいる。
- ・ 拠点コーディネーターの人件費の財源は委託費の中から支出している。3市2町で空床を確保する等の案が出たが、一番財政的に負担が少ない手法として、地域にある事業所に協力して頂き、協力事業所をコーディネートすることにした。

●●●● 予算 ●●●●

- ・ 地域生活支援事業の基幹相談支援センター等機能強化事業を活用している。

●●●● 具体的な業務、実績、効果のあった事例 ●●●●

- ・ 拠点コーディネーターによる個別ケースの定期訪問は状況に応じて実施している。特に引きこもりがちの方には、なかなか会えないので、どうしても訪問せざるをえない。他のサービスも活用しながら、状況を把握するようにしている。
- ・ 効果的だった事例は、緊急時の対応である。以前は、福祉課が短期入所等の調整に苦労していたが、現在は、拠点コーディネーターと連携がとりやすくなった。
- ・ 圏域25万人の拠点コーディネーターを1名で担っているため、個別ケースの対応よりも地域づくりに力を入れている。

◆◆ 地域生活支援拠点等の運営状況 ◆◆

●●●● 自治体の関与の状況 ●●●●

【工夫等】

- 潜在的な要支援者のリストアップ、認定調査票を準用した一次アセスメントは行政が担当している。何かあったときに、知っている人が来た、と思ってもらえる安心感が大事だと考えている。

●●●● 地域生活支援拠点等の機能の検証や検討の方法 ●●●●

- 評価検証については、自立支援協議会の運営会議、全体会で報告する。
- PDCAの具体的な運用は、毎月のコア会議と連絡会を実施している。連絡会内で方針の説明と昨年度の報告を行う。
- 費用対効果について、実施を始めた当初は、拠点コーディネーターの概念が国にもなかったが、埼玉北圏域では、先駆的に拠点コーディネーターの役割を配置してきた。施設の空床確保などに費用はかからないので、費用対効果は良いと考えている。

【拠点が整備されたことによる効果等】

- 埼玉北圏域では、障害福祉計画と地域生活支援拠点等との連動できていると感じる。障害福祉計画の中では、大きな目標を設定し、具体的な事項は運営協議会で議論していくことになる。

千葉市

◆◆ 地域生活支援拠点等の整備状況 ◆◆

●●●● 設置方法 ●●●●

単独設置

- ・ 多機能+面的で整備している。
- ・ あらゆる社会資源が連携し、地域の障害児者をネットワークで支える面的整備を目指している。
- ・ 対象の障害福祉サービス事業等：特定相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、通所系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）、施設入所支援、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）、自立生活援助、地域定着支援、短期入所

●●●● 実施要綱等の有無 ●●●●

なし

- ・ 令和4年4月1日に基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等事業を統合し、その際に地域生活支援拠点等についての要綱を廃止した

●●●● 予算 ●●●●

- ・ 地域生活支援拠点等単独では補助金は活用していない
- ・ 基幹相談支援センターの委託内容に含まれており、基幹相談支援センターでは地域生活支援事業費等補助金を活用している

●●●● 整備プロセス ●●●●

- 平成29年 ・ 地域生活支援拠点等の整備。
 - ✓ 障害者相談支援事業者と行政を中心に、事業者へのアンケート調査等を踏まえつつ検討を行った。
- 令和2年 ・ 地域生活支援拠点等のさらなる強化をはかるため見直しを行った。
 - ✓ 千葉市地域自立支援協議会に、「地域生活支援拠点事業の見直しにかかる作業部会」を設置し検討を行った。

●●●● 各機能の詳細 ●●●●

相談・緊急時の対応

- ・ 拠点コーディネーターや相談支援事業所を中心に、支援に困難が伴う行動障害や医療的ケアのある方についての把握に取り組んでいる。
- ・ 千葉市地域生活支援拠点等のメーリングリストを作成し、緊急時の受け入れ体制基盤づくりについての呼びかけを行っている。

【工夫等】

- ・ 拠点コーディネーターが障害者の総合相談窓口である基幹相談支援センター所属であるため、自治体よりも深く障害者に関わることが可能になり、支援に困難が伴う行動障害や医療的ケアのある方についての把握が進んだ。
- ・ 基幹相談支援センター受託法人には、短期入所等、緊急時の受け入れ体制整備において重要な役割を担う事業を実施している法人が多く、自分ごととして捉えながら取り組んでいただいていることが、他事業所からの協力を得られるポイントとなっている。

地域移行の体験

- ・ 地域生活支援拠点等への理解啓発チラシ・動画作成や、精神障害者の地域移行や地域定着に取り組んでいる“千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業”と連携し、啓発イベントの開催を行い、体験の機会・場の提供について周知、検討を行っている。

【工夫等】

- ・ 動画投稿による周知は自治体中心の運営だと、なかなか出ないアイデアであり、様々な関係者と取り組んだことで、ルールに縛られない柔軟な対応が可能となった。

人材育成・地域づくり

- ・ 医療的ケア等支援部会や行動障害に関する研修を実施し、専門的人材の養成・確保を行っている。
- ・ 啓発イベントの開催に加え、行動障害のある方のスコア分布調査、医療的ケアに関する実態調査等を行い、地域の体制づくりに向けて準備を行った。

【工夫等】

- ・ 拠点コーディネーターとして、医療的ケア児等コーディネーター養成研修・強度行動障害養成研修修了者を配置することにより、医療的ケア等支援部会や行動障害に関する研修と連動して専門的人材の養成・確保を行うことが可能になった。

【課題等】

- ・ 研修や啓発イベントにより周知が進んでいることを実感しているものの、緊急時の受け入れ体制整備にあたり、「拠点」というフレーズは“1施設が全ての機能を持つ”といった意味を連想させ、「一つの事業所が全ての責任を負わなければいけないのか」といった問合せを受けることがある。継続的な周知により面的な整備についての理解を広めていきたい。
- ・ 体験の機会・場を整備するにあたっては、メーリングリストを活用して気軽に共同生活援助の体験利用が出来るような仕組みを作りたいが、そのためには支給決定・認定調査事務（千葉市は政令市であり複数の行政区があるので、各区の運用を揃える必要がある）が関係してくることから、なかなか柔軟にできない実情がある。今後も検討を続け、より良い方法を考えたい。
- ・ 今後は整備が進んでいない「体験の機会・場」について注力していく方針。事前の体験等により繋がりを持っておき、緊急時の対応に苦慮しないことに重点を置きたい。

◆◆ 拠点コーディネーター ◆◆

●●●● 所属機関、配置状況、資格等の状況 ●●●●

- 各区基幹相談支援センターに常勤専従の相談員を配置している。
- 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、主任相談支援専門員、医療的ケア児等コーディネーター養成研修、強度行動障害養成研修等を実施している。

●●●● 予算 ●●●●

- 基幹相談支援センターの委託費に含まれる。

●●●● 具体的な業務、実績、効果のあった事例 ●●●●

- 緊急時の対応を強化するためのネットワーク作り（連携会議の企画、開催、報告）として、千葉市地域生活支援拠点等のメーリングリスト作成を行う。
- 医療的ケアが必要な重症心身障害、遷延性意識障害等や強度行動障害、高次脳機能障害等の支援が難しい障害者等へ対応できる人材の育成（研修の開催）やネットワーク作り（連携会議の企画、開催、報告）を行う。
- 地域自立支援協議会や地域生活支援拠点等関係会議へ参画する。

柏市

◆◆ 地域生活支援拠点等の整備状況 ◆◆

●●●● 設置方法 ●●●●

単独設置

- ・ 多機能+面的で整備している。
- ・ 4拠点（人口10万人に1拠点を目安）整備済みであり、それぞれ運営法人の強みを活かした運営をしている。
- ・ 他に委託相談支援事業所は市内に1か所あり、来年度から基幹相談支援センターは1か所増やす予定である。
- ・ 地域生活支援拠点等とする事業所の要件は特に設けていない。

運営法人	拠点名	整備類型	強み	構成
社会福祉法人青葉会	あおば	多機能型	発達障害 強度行動障害	基幹相談支援センター、委託相談支援、特定相談支援、共同生活援助、短期入所、生活介護、居宅介護
社会福祉法人ワナーホーム	たんぼぼ	多機能型	精神障害 医療的ケア	委託相談支援、特定相談支援、放課後等デイサービス、就労継続支援B型、共同生活援助、短期入所、訪問看護ステーション
社会福祉法人桐友学園	しょうなん	面的	知的障害	委託相談支援、特定相談支援、障害者支援施設、生活介護、共同生活援助、短期入所、地域活動支援センター
社会福祉法人ぶるーむ	ぶるーむの風	多機能型	医療的ケア 重度身体障害	委託相談支援、特定相談支援、共同生活援助、短期入所、診療所

●●●● 実施要綱等の有無 ●●●●

なし

●●●● 予算 ●●●●

- ・ 現在、補助金は活用していない。（基幹相談支援センターに補助金を活用している。）
- ・ 施設の建設費については、国の補助金、市の単独財源、法人の資金で整備した。
- ・ 運営費としては支出しておらず、地域生活支援拠点等に配置されている拠点コーディネーターの人件費と諸経費を法人に支払っている。

【工夫等】

- ・ 柏市の上位施策に位置付けたり、障害福祉課の人員予算削減等の工夫をしたりして財源を確保した。

●●●● 整備プロセス ●●●●

- 平成27年
 - ・ 地域生活支援拠点等設置のための検討会を上げた。
 - ✓ 検討会の構成メンバー：福祉部長、障害福祉課長、担当職員
 - ✓ 整備のための予算を確保するため、第5次障害福祉計画に位置付けることで関係者の理解を得た。
 - ✓ 自立支援協議会や障害者団体にヒアリングし、意見を集めた。
- 平成29年
 - ・ 地域生活支援拠点等を2か所整備（翌年に1ヶ所、翌々年に1ヶ所整備）
 - ・ 検討会に外部の有識者や当事者家族等が新たに参画し、適切な運営を図るための組織として活動を開始。

相談・緊急時の対応

- 相談実績（令和5年12月末までの実績）は、委託相談支援も兼ねており、延べ件数で8269件である。時間外休日のみではおよそ300件である。
- 緊急受け入れ実績（令和5年12月末までの実績）は、4拠点で述べ29人である。延べ日数は90日である。
- 緊急の定義について、時間外・休日はすべて緊急という扱いとしている。仕様書等で明確に定めておらず、地域の相談支援事業所向けに毎年作成しているガイドラインに例を載せている程度である。
- 短期入所や共同生活援助の体験の枠を利用して緊急時の対応を行っている。障害支援区分が未認定の方、緊急でやむを得ない場合は措置とする場合もある。4つの地域生活支援拠点等があるので、どこかは空いていて受け入れができる。医療的ケアが必要な方の受け入れができるのも強みである。こどもの受け入れも増えてきている。
- 義務ではないが、仕様書の中で空床確保についても記載しており、4つの地域生活支援拠点等のうちどこか1箇所は空いていることが多い。稀に地域生活支援拠点等以外で受け入れるケースもある。地域生活支援拠点等全体では、短期入所がおよそ20床、夜間も看護師がいて、親子で利用できる短期入所もある。

【拠点が整備されたことによる効果等】

- 以前は、夜間休日はどこも相談を受けてくれず、中核地域生活支援センター（千葉県独自事業）等が相談を受けていた。現在は地域生活支援拠点等の委託相談支援に連絡が来るようになり、整備後は件数が増えている。障害福祉サービス等の関係機関からの相談も増えている。
- 地域生活支援拠点等ができたことで、緊急時の受け入れに時間がかからなくなった。これまでは受け入れ先を探すのに時間がかかってしまい、市外を含めた対応になっていた。短時間かつ市内で完結してできるようになった。

【主な事例】

- 父親から虐待を受けた10代の知的障害のある女性を夜間帯に緊急保護した事例がある。
- 8050問題に該当するケースで、高齢の母親が緊急入院してしまい、母親のケアマネジャーから連絡が入り、緊急で短期入所を利用した事例がある。

2 相談実績（各年度4月～12月）

		R3年度	R4年度	R5年度
合計	実人数	1,496人	1,805人	2,083人
	延べ件数	5,185件	6,880件	8,269件

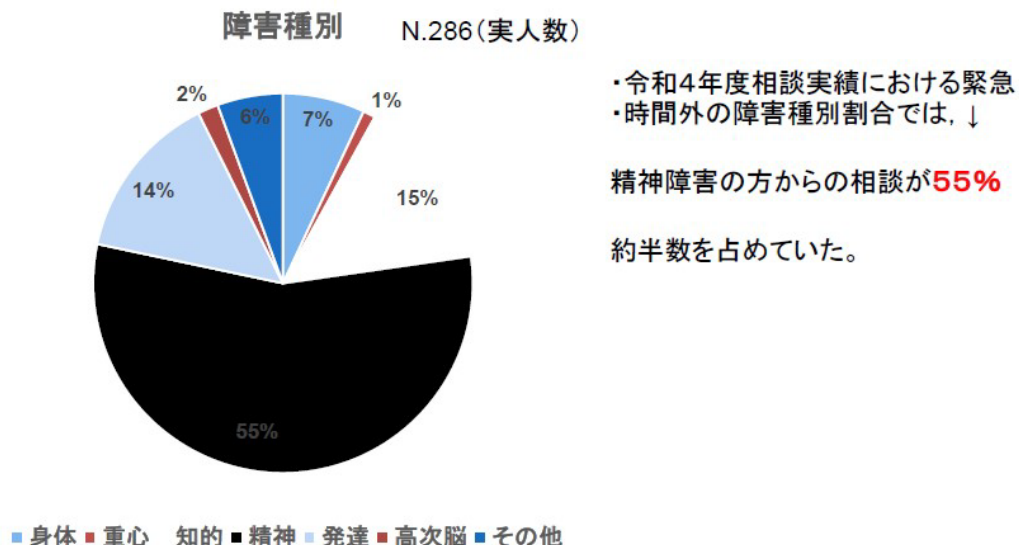
- 相談件数は年々増加傾向

3 緊急・時間外の相談実績

		R3年度	R4年度	R5年度 (12月まで)
合計	件数	863件	286件	374件
	うち緊急	30件	25件	57件

- 令和3年度の緊急の定義が曖昧で件数が増加

3 緊急・時間外の相談(令和4年度実績における障害種別)



4 緊急時の受け入れ・対応(短期入所・共同生活援助)

		R3年度	R4年度	R5年度 (12月まで)
合計	実人数	46人	42人	29人
	延日数	137日	143日	90日

4 緊急時の受け入れ・対応の各拠点の状況

地域生活支援拠点	状況
地域生活支援拠点シャル	短期入所の人員体制上、受け入れられない場合があるので、法人全体に拠点の周知啓発を一層行う。日中の過ごす場所の確保が難しい。各拠点毎に全ての障害に対し受けられず、市内や近隣市にお願いすることもある。課題として、緊急の定義が拠点と指定での認識のズレがある。緊急にならないような予防策を指定に向けて普及させていく必要がある。
地域生活支援拠点たんぼぼ	対象者の障害によっては自拠点で受入困難なケースもある。(強度行動障害や介護が必要な身体障害者等)その際は他拠点若しくは地域の短期入所事業所に依頼して。障害の専門性という観点から、自法人ですべて障害に対応するものに対応できないこともある。人員体制の整備は課題である。
地域生活支援拠点しょうなん	医療的ケア、精神障害で他害の恐れがあるケースの受け入れが難しい。緊急の定義、とらえ方のずれが出ている。
地域生活支援拠点ぶるーむ	緊急短期利用の際はどのような支援が出来るか検討。短期では看護師が配置されているので、医療的ケアのある方や重心の方でも受け入れられる。多動や他害行為のある方は困難の場合もある。

地域移行の体験

- 令和5年度12月までの実績は5件程度である。精神科病院などから移行する方、親亡き後のひとり暮らしのための体験（予防的効果を見込んでの地域移行）が多い。

【課題等】

- 通常、精神科病院からの移行では、利用する共同生活援助の体験給付を利用することが多いので、あえて地域生活支援拠点等の体験を活用する必要がないこともあり、あまり効果が感じられていない。

5 体験の機会・場の提供対応の各拠点の状況

地域生活支援拠点	状況
地域生活支援拠点シャル	グループホームでの体験はあおばでは受け入れ出来ていない。短期入所でお泊り体験として行っている。環境上一人暮らしのための体験にはならず、実際の単身アパートのような環境で体験が出来るように部屋を借りるなどできると良い。
地域生活支援拠点たんぼぼ	共同生活援助事業を活用しての拠点での体験の受け入れはほぼ無い。緊急時に区分が無い場合の対応として共同生活援助事業を活用して緊急受け入れを行ったことはある。
地域生活支援拠点しょうなん	1人暮らしのアパート体験の場所が無い。実際に入る場所の体験希望が多く、拠点の体験希望が無い。
地域生活支援拠点ぶるーむ	1名だけだったが、将来的にGHから仕事に行ける事を目標にしていた為、自分で身支度をして登校する練習を行った。

人材育成・地域づくり

- 委託相談支援の委託費を活用し、各地域の関係者と勉強会、研修会を開催している。また、グループスーパービジョンに力を入れており、約2年間、他県の相談支援専門員に協力を仰ぎ、ノウハウの習得を目指している。
- 委託を受けて、強度行動障害支援者養成研修を実施したり、引きこもりの方の自助グループを支援したりしている。
- 自立支援協議会を地域づくりの建付けにしており、基幹相談支援センターが、事務局を運営している。事務局で各部会ごとの地域課題を吸い上げ、課題解決に向けて検討し、研修等を行っている。
- 各地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターが協力して地区別研修を実施し、計画とも連動し、より地域に根差した地域づくりを進めている。

【効果等】

- 4か所を整備したことで、以前より地域に根差した人材育成ができるようになった。また、地域の関係者間のネットワークも強化されたと感じる。

6 人材育成及び地域資源ネットワーク強化への取組

		R3年度	R4年度	R5年度
地区別研修	シャル	1回	2回	3回
	たんぽぽ	2回	1回	4回
	しょうなん	2回	8回	12回
	ぶるーむの風	2回	2回	4回

6 人材育成及び地域資源ネットワーク強化への取組

地域生活支援拠点	状況
地域生活支援拠点シャル	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の関係機関との研修会の開催 ・GSVの展開 ・相談支援事業所訪問支援及び強度行動障害研修の開催 ・千葉県相談支援従事者研修インターバル受け入れ対応
地域生活支援拠点たんぽぽ	<p>精神にも包括構築事業では、令和5年度は実務者会議を年6回開催。「医療と地域の連携に関する協議」をテーマに市内2カ所の精神科病院にて開催し病院見学会を併せて実施。「障害福祉と介護の連携に関する協議」をテーマに制度理解や連携促進に向けた協議を実施した。ピアサポート交流会を年3回開催。当事者同士の繋がりや今後のピアサポート活動の協議を行なった。普及啓発としては、SNS等を活用して情報発信を始めている。また、予防の観点から一般市民向けに相談窓口を理解してもらうためのツールの活用を始めている。</p>
地域生活支援拠点しょうなん	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の関係機関との研修会の開催 ・GSVの毎月の開催 ・柏市内社会資源ツアーの開催
地域生活支援拠点ぶるーむ	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児等医療的ケア支援連絡会 ・風らっとルーム: 自助グループの開催等 ・市立中学校教員向け、権利擁護・障がい理解研修 ・GSVの展開

◆◆ 拠点コーディネーター ◆◆

●●●● 所属機関、配置状況、資格等の状況 ●●●●

- ・ 4拠点に専従で正規職員として13名を配置している。
- ・ 仕様書で、専門的職員を3名以上うち専従を2名以上配置と定めている。
- ・ 兼務者も含めると柏市として認定している拠点コーディネーターは22名である。
- ・ 実務経験5年以上としている。

1 従事者（委託相談等を含む地域生活コーディネーター数）

地域生活支援拠点	従事者数	保有資格など(重複可)
地域生活支援拠点あおば 基幹相談支援センター	9名 →専従5名	主任相談支援専門員, 相談支援専門員, 精神保健福祉士, 社会福祉士, 言語聴覚士, 公認心理士, 看護師
地域支援支援拠点たんぼぼ	8名 →専従3名	主任相談支援専門員, 相談支援専門員, 精神保健福祉士, 公認心理士, 介護福祉士, 保育士
地域生活支援拠点しょうなん	6名 →専従2名	主任相談支援専門員, 相談支援専門員, 公認心理士, 介護支援専門員, 職場適応援助者, 介護福祉士
地域生活支援拠点ぶるーむ	7名 →専従3名	主任相談支援専門員, 相談支援専門員, 精神保健福祉士, 社会福祉士, 介護福祉士

- ・ 拠点の総従事者数 22名
- ・ 各拠点に主任相談支援専門員を1～2名配置
- ・ 従事者数には, 計画作成相談支援専門員や事務職員等の各拠点が指定した従事者を含む



●●●● 予算 ●●●●

- ・ 運営費としてではなく、地域生活支援拠点等に配置されている拠点コーディネーターの person 費と諸経費として支払っている。
- ・ 財源は地方交付税、補助金は活用しておらず、市の単独財源から支出している。
- ・ 基幹相談支援センターは補助金を活用している。

●●●● 具体的な業務、実績、効果のあった事例 ●●●●

- ・ 委託相談支援を兼ねている拠点コーディネーターの業務として、定期訪問を実施しているが、地域生活支援拠点等の拠点コーディネーターとしての活動と明確にすみ分けができていない。委託相談支援を兼ねた拠点コーディネーターだからこそ、地域に根差した相談が出来ており、行政としてはありがたいと感じている。
- ・ 柏市が拠点コーディネーターを手厚く配置しているのは、独自のやり方だと考えている。委託相談支援を兼ねた多機能整備型で、相談機能の強化という視点が大きい。

◆◆ 地域生活支援拠点等の運営状況 ◆◆

●●●● 自治体の関与の状況 ●●●●

- 毎月の実績報告に加え、相談を含めた地域生活支援拠点等の機能が適切に機能しているかを確認する場として、毎年「地域生活支援拠点運営協議会」を開催している。運営協議会の下部組織である4拠点会議（実務担当者のみ）は毎月開催しており、行政職員は必要に応じて参加しており、市が地域からの様々な声を集約し、各地域生活支援拠点等にフィードバックしている。

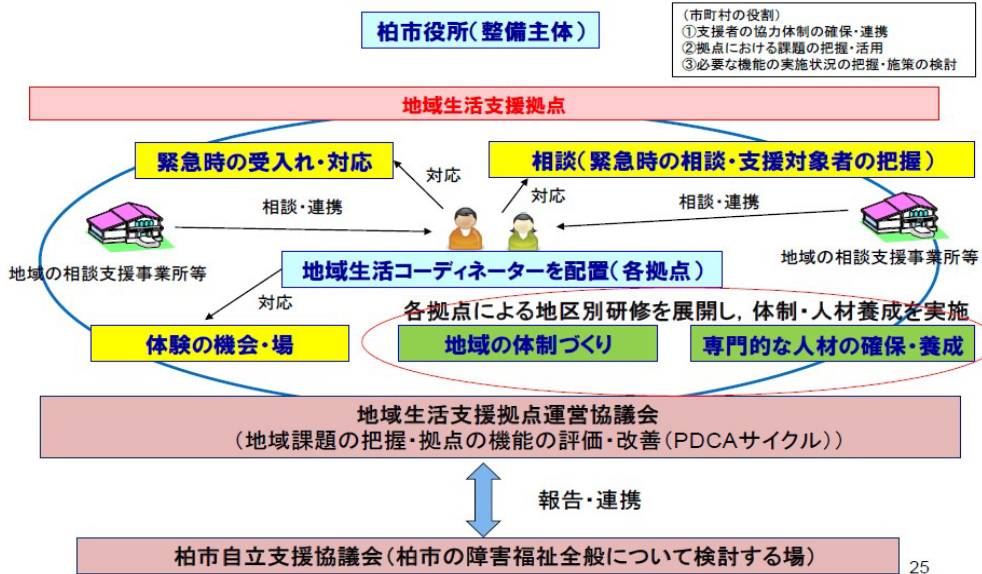
【課題等】

- 「地域生活支援拠点運営協議会」の構成員は、当事者、家族の会、拠点事業所設置者、自立支援協議会各部会推薦者、行政職員である。家族の会は知的障害者の会のみのため、今後は精神、身体にも広げていきたい。

●●●● 地域生活支援拠点等の機能の検証や検討の方法 ●●●●

- 年1回、地域生活支援拠点等の機能の検証、検討を実施している。
- 評価シートに各事業所が記入して市に提出し、それをもとに評価委員がヒアリングを行い、点数化している。点数が6割以下だと行政指導を行うこととしている。
- 評価シートは行政職員が作成している。委託相談支援も含めての調査としているため、仕様書に沿った評価ができる内容にしている。細かくて回答が大変という声もあるため、来年度は改訂について検討予定である。

🏠 地域生活支援拠点と自立支援協議会の関係イメージ



荒川区

◆◆ 地域生活支援拠点等の整備状況 ◆◆

●●●● 設置方法 ●●●●

単独設置

- 整備累計は面的整備である。
- 基幹相談支援センター、地域生活支援事業（相談支援）、特定相談支援、障害児相談支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、短期入所、共同生活援助。
- 区立の指定管理施設、区から委託を受けている事業所等、区の中心となっている事業者をメインに認定している。
- 事業所から地域生活支援拠点等の申請をしてもらい、自立支援協議会で承認後、認定証を発行している。

■ 荒川区地域生活支援拠点等事業 拠点機能事業所一覧

令和5年7月25日現在

事業所名	所在地	電話番号	運営法人・団体等	サービス等(事業所番号)	担う機能				
					相談	緊急時の受入れ・対応	体験の機会・場の提供	専門的人材の確保・養成	地域の体制づくり
1 荒川区障害者基幹相談支援センター	荒川区南千住2-8-6	3801-8060	社会福祉法人ソラティオ	基幹相談支援センター	●			●	●
2 荒川区精神障害者相談支援事業所(コンパス)	荒川区東日暮里3-43-12 K・フラット101	3801-7227	社会福祉法人ソラティオ	地域生活支援事業[相談支援]	●				
3 ソラティオ23	荒川区南千住2-8-6	3801-7227	社会福祉法人ソラティオ	特定相談支援 (1331801470)	●				●
				障害児相談支援 (1371800226)	●				●
				自立生活援助 (1311801680)		●			
				地域移行支援、地域定着支援 (1331801470)	●	●	●		
4 荒川区立精神障害者地域生活支援センター(支援センターアゼリア)	荒川区東尾久5-45-11	3819-2343	社会福祉法人 ترامあらかわ	特定相談支援 (1331800944)	●				●
				障害児相談支援 (1371800036)	●				●
5 荒川区立障害者福祉会館(アクロスあらかわ)	荒川区荒川2-57-8	3803-6288	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会	特定相談支援 (1331801066)	●				●
				障害児相談支援 (1371800044)	●				●
6 スクラムあらかわ	荒川区町屋6-28-13	6240-8855	社会福祉法人すかい	短期入所 (1311800849)		●			
				共同生活援助 (1321800839)			●		
				地域生活支援事業[相談支援]	●				
7 グループホームひぐらし	荒川区東日暮里2-45-12	5615-2745	一般社団法人 オフィスサブライ	共同生活援助 (1321801399)		●	●		

●●●● 実施要綱等の有無 ●●●●

あり

●●●● 予算 ●●●●

- 基幹相談支援センターの委託料として、地域生活支援事業の補助金を活用している。
- 区からの単独財源で負担しているのは、平成24年から行っているスクラムあらかわの短期入所2床分の空床補償で、1床につき約450万円/年である。これについて、令和4・5年度は東京都の短期入所の空床確保についての補助金を申請している。

●●●● 整備プロセス ●●●●

- 平成27年 ・ 地域生活支援拠点等の整備を開始。
- 令和2年 ・ 加算算定の根拠が必要になったため、地域生活支援拠点等の認定スキームについての検討ワーキンググループを組成。
 - ✓ 地域生活支援拠点等の現登録事業所から6名と行政から1名の計7名で構成。
 - ✓ 令和2年度にワーキンググループによる会議を4回開催。
- 令和3年 ・ 自立支援協議会全体会へ協議し、認定スキームについて決定。

相談・緊急時の対応

- ・ 地域定着支援の指定事業所は日々、地域定着支援で緊急時の対応を行っている。波があるが、4-5件/月は稼働している。
- ・ 現在は、地域生活支援拠点等として意識的に相談を実施しているわけではなく、日常的に緊急時の対応や体験の機会の提供、サービス未利用者への働きかけを行っている。地域生活支援拠点等の検討に携わる関係者からも「予防の意識が大事、緊急事態が起きないようにするための取組が大事」という意見があり、予防という視点が強化されている。
- ・ 基幹相談支援センターはバックアップや体制整備が主な業務であり、相談対応のメインは特定相談支援事業所である。
- ・ 障害児相談支援事業所も地域生活支援拠点等の構成に入っており、障害児も対象にしている。
- ・ 短期入所を活用した緊急床確保については、スクラムあらかわで2床（全12床）を空床確保している。2床については、8050問題（親の死亡や入院）により利用に至ることが多く、利用頻度は高い。一旦は緊急対応し、居住先を確保するようにしている。
- ・ スクラムあらかわは3障害すべて受け入れ可能だが、基本的には知的障害のある方が多く、一人で1～2日も過ごすことができないという方が多い。満床でない限りは、医療的ケアや強度行動障害のある方の緊急時の受け入れもやっている。看護師を配置しているため、医療的ケアが必要な方の対応もある程度は可能である。地域生活支援拠点等の活動を行う中で、受け入れ対象が広がっていった。
- ・ スクラムあらかわが満床だった場合は、共同生活援助の体験で受け入れ対応をしている。
- ・ 緊急一時保護は、区の事業であり、1床確保している。スクラムあらかわを利用する方よりも、自立度が高い方や、1人の方が落ち着く方が区の緊急一時保護を利用している。スクラムあらかわよりも利用頻度は低い。
- ・ 緊急の定義は設けておらず、1人で家で過ごすことができないという判断があった場合に対応している。虐待からの保護も緊急時の対応に含まれる。
- ・ 緊急床の利用は事前登録を求めているが、未登録者の場合でも緊急利用できるよう、手引きを作成している。

【工夫等】

- ・ 部屋や浴室をイメージしてもらった方が安心して利用につながると考え、緊急床を利用したことのない相談支援専門員向けに、緊急床の説明動画を作成した。
- ・ 特定相談支援事業所の相談支援専門員が認識していないリスクを抱える対象者の把握作業は、ワーキンググループで行っている。特定相談支援事業所では、リスクが高い順に赤・黄・青色分けしてリスト化している。ワーキンググループの中では、そこからさらに緊急度が高い方を抽出し、モデル事例へつなげている。

【主な事例】

- ・ 養育困難のため、障害児の短期入所利用の事例がある。

地域移行の体験

- ・ 地域生活支援拠点等の有無に関わらず、地域移行には全般的に取り組んでいる。
- ・ 親元から離れての1人暮らしや、共同生活援助の利用を希望する方については、共同生活援助の体験を活用しながら地域移行を進めている。
- ・ 都外施設利用者についても、東京都の地域移行体験室を活用して民間から借り上げているアパートで体験を行い、区内の共同生活援助への移行を進めている。
- ・ 精神障害のある方については、地域生活支援拠点等の中に委託相談支援が2か所あり、協議会の部会活動の一環として、精神科医療機関へ訪問してニーズ調査を行い、地域移行の希望がある方について共同生活援助の体験をしながら退院支援をしている。

【主な事例】

- ・ 都外施設を利用している知的障害のある方で、東京に戻ってきたいというニーズがあったため、相談支援専門員が介入し、地域移行した事例がある。
- ・ 東京都島しょ部からの地域移行として、本土の共同生活援助の体験利用と就労移行支援の体験を行ったが、体験終了後に本人から「島に帰りたい」という希望があったが、実現しなかった。

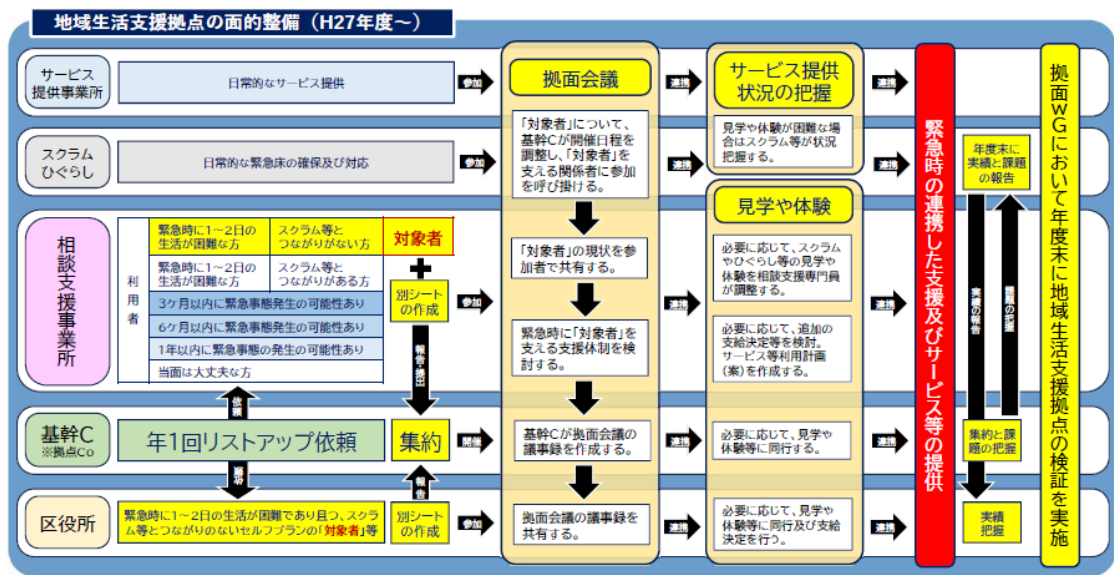
人材育成・地域づくり

- ・ 基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等が一体的に人材育成を実施している。明確に地域生活支援拠点等の活動と位置付けているわけではないが、基幹相談支援センターでは相談支援専門員向けの研修やモニタリングの検証を実施している。基幹相談支援センターを中心に地域包括支援センターとも連携しており、制度理解や横のつながりを作っている。
- ・ 医療的ケア児等コーディネーターを配置しているため、医療的ケアのスキルを上げるための研修も行っている。
- ・ ワーキンググループで検討しているところだが、地域生活支援拠点等の目指すところは下図のシステムを構築していくことである。図の中央に拠点会議があるが、障害のある方や緊急時に1人で生活できない方を地域資源につなげていくという取組を始めている。

【課題等】

- ・ 来年度の報酬改定で創設される拠点コーディネーター配置加算について、サービス提供事業所職員のスキルアップが課題だと感じている。基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の人材育成について、現在は意識して分けていないが、加算を得るためには整理しなければならない。

拠点の連携体制システム(案)～地域で安心して暮らし続けるために～



◆◆ 拠点コーディネーター ◆◆

●●●● 所属機関、配置状況、資格等の状況 ●●●●

- ・ 現在、拠点コーディネーターは配置していない。
- ・ 報酬改定の内容も踏まえ、配置について事業所と共に検討する予定である。

◆◆ 地域生活支援拠点等の運営状況 ◆◆

●●●● 自治体の関与の状況 ●●●●

- ・ 自立支援協議会部会の一つとして「地域生活支援拠点ワーキンググループ」を設置している。区内の地域生活支援拠点等の7事業所の職員及び、区職員から構成され、2か月に1回の頻度で実施している。
- ・ 未把握の利用者が急遽短期入所を利用する場合、一時アセスメントは地区にいるケースワーカーが対応することになっている。夜間の緊急受付は、区の夜間休日窓口から障害福祉課長に連絡が入り、担当職員へ指示する流れになっている。緊急時の初動は区が対応している。

●●●● 地域生活支援拠点等の機能の検証や検討の方法 ●●●●

- ・ 最後の検証に到達するのは、来年を見込んでおり、PDCAに沿って「地域生活支援拠点ワーキンググループ」で検証することとしている。検証に使用するチェックリスト、効果や目標の数字等、具体的な評価資料は未作成である。

【効果等】

- ・ 制度があることによって、関係者が集まるきっかけを作ることができ、地域生活支援拠点等や地域資源のことも含めた議論を地域の皆ですることができる。
- ・ 人材育成の面でも効果があり、モデル事業を検証し積み重ねていくことで、緊急事態が発生しないように予防策が取れるなど、特定相談支援の相談支援専門員の安心感にもつながっている。長い目で見ると、緊急対応を未然に防ぐことで給付費の削減にもつながると思う。

【課題等】

- ・ 障害のある方や家族が地域生活支援拠点等について正しく認識しているかどうかは分からないので、広報をしっかりとしていかなければならないと思う。
- ・ 予算措置がないため、費用対効果については検証できない。

八王子市

◆◆ 地域生活支援拠点等の整備状況 ◆◆

●●●● 設置方法 ●●●●

単独設置

- ・ 面的整備としている。
- ・ 5つの事業所に委託しており、その他に協力事業所制度を設けており十数か所の協力事業所がある。
- ・ 協力事業所は、加算算定可能等の認定要件を実施要綱に明記している
- ・ 構成は相談支援が多いが、緊急対応のスペースや短期入所、生活介護、就労継続支援B型、障害福祉サービス等以外は民間救急（緊急時の移送）、リネンの事業所（宿泊体験時のシーツ無償貸出）、フードバンクも協力している。
- ・ 5つの事業所（委託相談支援）へ委託費を支払っており、委託費の中で居室確保を実施している。
- ・ 委託相談支援事業所では特定相談支援も実施しており、基幹相談支援センターは未設置で来年度設置予定である。
 - ・ 特定相談支援を配置している理由は、地域生活支援拠点等の立上げ時の自立支援協議会で狭間の支援や親亡き後の支援が地域課題として挙げられていたことから、地域をよく把握している団体に総合的にコーディネートしてもらうことになったためである。

【工夫等】

- ・ 地域生活支援拠点等に自発的に協力してくれるところが少ないので、拠点コーディネーターが営業活動や市のYouTubeで募集の動画配信等を行っている。

●●●● 実施要綱等の有無 ●●●●

あり

●●●● 予算 ●●●●

- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する補助金を活用し、ピアサポート活動として、当事者の方による病院訪問や地域への働きかけを行っている。
- ・ 地域生活支援拠点等の機能強化を目的に、拠点コーディネーターの人件費として地域生活支援拠点等開始時の予算に600万円上乗せしている。

【課題等】

- ・ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における拠点コーディネーター設置による加算取得に関しては、条件が厳しく加算算定は難しいと感じている。

●●●● 整備プロセス ●●●●

- 平成26年 ・ 自立支援協議会の本部会で地域生活支援拠点等の整備についての検討を開始。
 - ✓ メンバーは、障害福祉サービス等事業所、大学教授、当事者団体、保健医療機関、教育機関、産業経済、地域住民、市民代表等（当事者の会は親の会も含まれる）。
 - ✓ 頻度は年4回～5回。自立支援協議会の要綱内で開催し、自立支援協議会から市へ、という意味決定のプロセスを経た。
- 平成28年 ・ 地域生活支援拠点等の整備を開始。

相談・緊急時の対応

- ・ 相談は年間およそ100件である。様々な福祉サービスの狭間でサービスが利用できないケースや、そもそもサービスの存在を知らないケース、第一に生活の基盤を整えなければならないケース等、様々なケースがあり、本人や他機関から相談に来ることが多い。
- ・ 緊急時の対応は、短期入所ではあまり実績はなく、地域生活支援拠点等の事業所が民間の部屋を借りて対応している。虐待を含めて、施設と協定を結んで対応している。民間の部屋では障害特性を踏まえて対応しており、1人で大丈夫な方は1人で泊まり、必要であればヘルパーが同泊することもある。
- ・ 基本的にこどもの対応はしていない。
- ・ 医療的ケアについて地域生活支援拠点等での実績はないが、医療的ケアコーディネーターが調整を行っており、緊急対応の実績は年間5~10件ほどである。
- ・ 夜間や緊急時の受け入れは委託相談支援事業所が担当し、虐待の対応等のため24時間対応できる体制を整えている。地域生活支援拠点等のスタート時点から緊急時の対応についての課題はあったが、令和4年から協力支援事業所登録制度（※）をスタートしたことで受け入れ体制が整ってきた。

【課題等】

- ・ 特に強度行動障害は相談が増加中で、非常に困難なケースが多い。うまく適切な支援につなげることができず、携わる時間も長くなる傾向があり、負担感が大きい。

【拠点が整備されたことによる効果等】

- ・ 以前は、グレーゾーンのケースが押し付け合いになっていたが、地域生活支援拠点等ができたことで、そのようなケースが拾われるようになった。地域生活支援拠点等が整備される前は、グレーゾーンのケースについて善意やボランティアで支援していたが、整備後は市の事業として地域生活支援拠点等で受け止め、対価を支払う体制が取れるようになった。

【工夫等】

- ・ （※）平成28年度に地域生活支援拠点等の整備を行ったが、面的な整備が進んでおらず、緊急時の対応について事業所が疲弊していく現状があったため、定期的な会議の場で検討し、機能ごとに地域生活支援拠点等に協力する協力事業所の制度を作った。

【主な事例】

- ・ 強度行動障害者の親が緊急入院してしまった事例がある。

地域移行の体験

- ・ もともと地域生活支援拠点等の事業所となっている事業所が、八王子市の別事業として借り上げている部屋を地域生活のための体験準備部屋として利用しているため、そこで体験利用や共同生活援助を使った通所体験をしている。
- ・ 民間の家屋を1軒借り、家での生活を体験してもらうという取組を試験的に3名程度実施している。

【工夫等】

- ・ 精神科病院からの地域移行については、もともとは自立支援協議会の下部組織に地域移行部会があったことから、地域生活支援拠点等の立上げ当初からピアサポート活動（ピアサポーターの登録は十数名で実活動は5名程度、2か所の相談支援事業所に勤務している）を実施しており、医療に福祉が関わる体制が取れていた。この連携体制がとても重要であり、入院中の方にピアサポーターの過去の退院などの成功体験を伝え、うまく動機づけすることができた。
- ・ 地域生活支援拠点等を整備して協力事業所体制を整えており、どこでどのように体験を行えば良いのかというノウハウが積み重なり、チームで適切な支援が行えている。

【課題等】

- ・ 精神科病院からの地域移行の実績はあるが、障害者支援施設からの地域移行は進んでいない。

【主な事例】

- 強度行動障害のある方が自宅で暮らせなくなり、精神科病院に入院後、地域移行を利用するケースが増えてきている。
- 親亡き後を考え、1人暮らしの練習をする8050問題での需要も増えてきている。

人材育成・地域づくり

- 八王子市はセルフプラン率が高く、特定相談支援へつながらないケースが多い。また、基幹相談支援センターが無く、地域生活支援拠点等での相談支援を強化する必要があったため、地域生活支援拠点等に人材育成担当のコーディネーターを設置した。人材育成担当のコーディネーターは相談支援事業所の主任相談支援専門員が担っている。
- 研修は相談支援専門員向けのもが多く、連絡会や様々な部会が機能しているので、研修自体は部会単位で実施することが多い。
- 地域包括支援センターや就労支援事業所とのつながり、就労支援や強度行動障害、医療的ケア等の研修を実施している。また、特定相談支援事業所として受け入れができるよう、運営や加算の取り方に関する研修も行っている。
- 地域体制整備のコーディネーターを配置し、面的整備に協力してくれる事業所を増やすため、事業所向けの営業活動や相談支援のあり方、市の体制の在り方等について会議体で検討し実行するプロセスを繰り返し行っている。
- 地域作りは重層的支援体制が重要だが、地域生活支援拠点等の営業活動をする中で、地域生活支援拠点等に関心を持ち、協力したいという事業所が複数出てきた。また、福祉分野だけでなく福祉以外の業界からも協力したいという声をかけていただいている。
- 具体的な例として、山の中にある家をほとんど費用が掛からない状態で提供していただき、「拠点ハウス」という名前で運用している。山の中にあるので、草があつという間に生えてしまうが、地域の皆さんで協力して草刈りを行うなどして、地域とのつながりが生まれ、ソーシャルアクションへと発展していくことを期待している。

【工夫等】

- 特定相談支援事業所の増加については、行政として直接的な施策を打ちづらいため、セルフプラン率の減少を目標に掲げ、既存の特定相談支援事業所を強化していくために、拠点コーディネーターによる支援者の支援を実施している。各地域生活支援拠点等への働きかけから、拠点コーディネーターを各事業所へ配置することができた。

【拠点が整備されたことによる効果等】

- 障害福祉サービス等を利用する方が増えていることもあり、セルフプラン率について大きな改善はみられていないものの、対応が困難なケースについての受け入れを進めることができた。

◆◆ 拠点コーディネーター ◆◆

●●●● 所属機関、配置状況、資格等の状況 ●●●●

- ・ 強度行動障害、人材育成、体制整備、緊急時の受け入れ体制のそれぞれその分野の拠点コーディネーターを配置し、特定相談支援事業所の相談支援専門員が兼務で行っている。
- ・ 配置するための条件や要綱は特になく、拠点の中で必要と思われる部分に対して配置し、主には直接支援ではなく支援者の支援のイメージで、大きな負担にならないようにしている。

●●●● 予算 ●●●●

- ・ 市の単独財源に加え、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業の補助金を活用している。
- ・ 5つの事業所に拠点コーディネーター配置分の予算を増額して付けている。

●●●● 具体的な業務、実績、効果のあった事例 ●●●●

- ・ 例えば、強度行動障害の拠点コーディネーターが、支援のあり方や緊急時の対応について支援者に寄り添って後方支援をしてもらうことで、強度行動障害のある方を受け入れたことのない事業所でも受け入れを検討してもらえるようになった。

◆◆ 地域生活支援拠点等の運営状況 ◆◆

●●●● 自治体の関与の状況 ●●●●

- ・ 地域生活支援拠点等が面的に機能しているのか等についての現状を、2カ月に1回の連絡会で確認している。
- ・ 連絡会は、委託相談支援事業所に配置されている拠点コーディネーターと行政職員で行うほか、地域生活支援員と行政職員でも連絡会を実施している。それらを合わせると毎月1回は状況確認できる場を設けている。
 - ・ 拠点コーディネーターとの連絡会ではマクロの視点から方針の検討等を行い、地域生活支援員との連絡会では、個別ケースの課題について検討しており、すみ分けをしている。

●●●● 地域生活支援拠点等の機能の検証や検討の方法 ●●●●

- ・ 検証は全体の方向性を考える会議の場で実施することとしており、年に1回、東京都内の自治体、地域生活支援拠点等事業所、拠点コーディネーター、行政職員等が集まって地域生活支援拠点等の運営状況について意見や評価をしている。また、チェックリストを使い、運営状況を客観的に評価している。
- ・ PDCAサイクルのCの部分を定期的な会議に上げ、相談支援の在り方検討会の場を使い、地域生活支援拠点等の検証でチェックされたものを、どう動かしていくか、行政が動くべきか、地域生活支援拠点等が動くべきか等を整理し、市の福祉計画と連動させている。

【効果等】

- ・ 何十年も家から出られなかったり、スマホや自動改札機が使えない等の課題がある方が、通所サービスにつながった事例があり、そういった方が社会に出られる支援ができて良かったと感じる。

【課題等】

- ・ 地域生活支援拠点等については、費用対効果だけで判断するのではなく、通常の支援の枠組みに入っていない方を、どのように支援していくのかという視点が重要である。市民、障害のある方や家族、障害福祉サービス等事業者がどのように評価するかという視点が大事だと考えている。

北信圏域

(中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村)

◆◆ 地域生活支援拠点等の整備状況 ◆◆

●●●● 設置方法 ●●●●

複数設置

- ・ 長野県北信圏域6市町村に設置している。
- ・ 整備類型は多機能プラス面的である。総合安心センターはるかぜ（一般相談支援、居宅介護、短期入所）と北信圏域障害者総合相談支援センターなど（一般相談支援・特定相談支援、委託相談支援、基幹相談支援センター）に委託して多機能整備としている。
- ・ 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として圏域内の16事業所が登録されている。
- ・ 選定のポイントは、相談、緊急時の対応、体験の機能、専門の人材の確保と養成、地域の体制づくりについての趣旨に賛同する事業所からの申請により、登録している。加算について資料も送付し、理解を求めている。なお、登録事業所は所在市町村へ登録申請を行い、登録結果を総合安心センターに情報集約する形となっている。自立支援協議会のワーキンググループで拠点コーディネーターから報告があり、圏域内で共有している。

【課題等】

- ・ 障害者相談支援事業の委託相談支援と拠点コーディネーターのすみ分けは課題となっている。委託相談支援の相談員と拠点コーディネーターは分けて考えたい。北信圏域では、委託相談支援と拠点コーディネーターが連携して進める、もしくは特定相談支援事業所の相談支援専門員と安心コーディネーターが連携し、地域の方が地域生活を継続できるように取り組んでいくと考えている。

【拠点が整備されたことによる効果等】

- ・ 地域生活支援拠点等の構成事業所である基幹相談支援センターについては、中核的な機能として、相談支援事業所への指導的な役割や情報収集ができる機能が必要とされている。6市町村共同による地域生活支援拠点事業の委託により、拠点コーディネーターを置き、情報が集約されることにより緊急対応ができています。基幹相談支援センターは自立支援協議会の事務局も担っているため、協議の場において、事例検討や地域課題の把握にも繋がっている。

●●●● 実施要綱等の有無 ●●●●

あり

●●●● 予算 ●●●●

- ・ 地域生活支援事業補助金を活用している。地域移行のための安心生活支援事業で、拠点コーディネーター2名分の人件費、緊急受け入れのための空所確保（2床）、1人暮らし体験の居室、研修会経費（人材育成）、に付けている。地域生活支援拠点事業1/2、県1/4で、実質それ以外は市町村から持ち出しである。地域生活支援拠点事業補助金の予算立ては、約1,500万円である。

整備プロセス

- 当圏域は、障害者とその家族の高齢化が進んでおり、地域生活を支えていくためには緊急時の相談支援体制が必要という共通認識から、地域生活支援拠点等の整備検討から始まった。

- 平成23年 ・ 北信圏域障がい者福祉計画に緊急支援体制の構築を明記し、以後は法人内で職員配置など整備を進めた。
- 平成27年 ・ 自立支援協議会内に、圏域内2市・長野県北信保健福祉事務所、事務局（法人）で構成する拠点事業コア会議を設置し検討を開始。
- 平成28年 ・ 総合安心センターはるかぜを整備(多機能拠点)。
- 平成29年 ・ 自立支援協議会の市町村ワーキンググループ（圏域内市町村担当係長・長野県北信保健福祉事務所・拠点コーディネーター・事務局（法人））で、地域生活支援拠点検討会として、前月の対応状況やケース報告、課題などを情報共有し、地域の体制づくりには面的整備も必要との認識から、既存サービス等の連携体制を整備。
- 平成30年 ・ 事業所の機能を分担するため、面的な対応ができるよう登録関係について取り組んだ。
- 平成31年 ・ 実施要綱を制定し体制を整備。

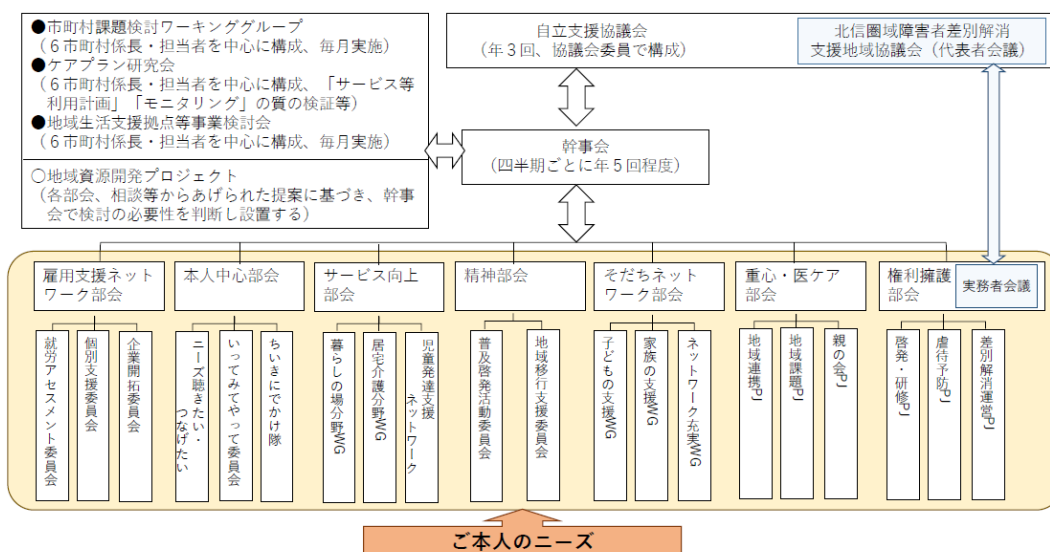
【整備プロセスの詳細】

- 自立支援協議会には、課題検討ワーキンググループがあり、各市町村の係長、担当職員、県職員、相談支援事業所の主任相談員が入り、政策や方向性を検討している。上部組織として各課長が構成員となる幹事会があり、地域生活支援拠点事業のコア会議の検討が、平成27年度にスタートした。
- 平成28年に総合安心センターはるかぜを整備し、課題であった緊急時の対応ができるよう、試行的に実施した。
- 平成29年からは拠点コーディネーターを2名配置した。
- 平成30年には事業所の機能を分担するため、面的な対応ができるように登録関係について取り組んでいる。正式には、平成31年に地域生活支援拠点等として実施要綱を定め実質的な体制が整った。
- 圏域内の市町村で設置した背景としては、自立支援協議会、支援関係者、事業所の方、本人、家族などが一同に会して支援会議を実施しており、もともと相談員が調整し、支援関係者として事業者や学校関係者等も含め連携をするといった文化があったこともあり、顔の見える関係性を大事にした相談支援を行ってきたことがある。自立支援協議会での6市町村の協議の場も同様に集合同催としており、調整がしやすい。圏域内での情報共有や連携ができる土台がある。

【工夫等】

- 緊急の定義は実施要綱の中に定めていないが、24時間365日つながる電話を拠点コーディネーターが持っている。
- 中野市内の「総合安心センターはるかぜ」に緊急対応可能な部屋を1床、飯山市内の「常岩の里ながみね」に1床確保している。事例としては、家族の急病時や虐待案件を受けている。緊急が想定される多くの方がサービスを利用しているため、家族が急病になった場合等は相談支援専門員から拠点コーディネーターに声がかかり、必要性を確認する。登録制をとっており、登録証がない方については、委託相談支援で関わっているケースがあるので、情報を聞いて実施する。

令和4年度北信地域障がい福祉自立支援協議会組織図（案）



地域生活支援拠点等の機能を担う事業所一覧（R5年度）			R5年12月21日現在
事業所等の名称	事業名	担う機能	
1 中野市障がい者デイサービスセンターいこいの里	生活介護	②緊急時の受入れ・対応 ③体験の機能・場 ⑥その他（障がい者等日中一時支援事業）	
2 北信圏域障害者生活支援センター	居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護	②緊急時の受入れ・対応	
3 きゃんぱす	短期入所	②緊急時の受入れ・対応	
4 きなり	生活介護	③体験の機能・場	
5 北信圏域障害者総合相談支援センター	指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、指定障害児相談事業、	①相談 ②緊急時の受入れ・対応 ⑤地域体制づくり	
6 総合安心センターはるかぜ	短期入所事業、指定一般相談支援事業 居宅介護事業	②緊急時の受け入れ・対応	
7 未来工房つむぎ	就労継続支援B型 自立生活援助	③体験の機能・場	
8 未来工房つむぎ	指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、指定障害児相談事業、	①相談 ②緊急時の受入れ・対応 ⑤地域体制づくり	
9 発達サポーターズなくすと	生活介護	③体験の機能・場	
10 のぞみの郷高社	施設入所支援、生活介護、短期入所	②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機能・場	
11 常岩の里ながみね	施設入所支援、生活介護、短期入所	②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機能・場	
12 ふっくら工房ふるさと	就労継続支援B型	③体験の機能・場	
13 こころサポートステーションこの葉	指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、指定障害児相談事業、	①相談	
14 わっこ	生活訓練	③体験の機能・場	
15 ホームかたくり	共同生活援助	③体験の機能・場	
16 就労支援事業所クローバー	就労継続支援B型	③体験の機能・場 ⑤地域の体制づくり	

相談・緊急時の対応

- ・ 委託相談支援と拠点コーディネーターの業務のすみ分けもあるが、拠点コーディネーターが関わるケースは、保護者が1人親で引きこもりのこどもという8050のケースが多く、家庭訪問を実施し、緊急時を想定し、保護者を中心として兄弟と話をする場や認定調査を行う場を作り、認定調査も進めながら、何かあった際はすぐにサービスにつなげられるように行政と相談しながら進め、拠点への登録の促し等を実施して準備している。
- ・ 2床を圏域の北部と南部に確保しており、拠点コーディネーターの持つ電話に連絡が入ると、利用者の特徴を確認し、圏域北部は「常岩の里ながみね」に、圏域南部は「総合安心センターはるかぜ」につなげる。環境設定や支援体制が異なるため、実際には本人の状況に合わせて対応している。48時間以内に緊急会議を開催し、その後の出口を探す体制となっている。次の出口がなかなか見つからないケースもあり、今年度は1週間程度滞在した方もいる。その他として、1人暮らしの体験事業があり、「おためしハウス」を夫婦で利用し、実際にアパートに転居したケースがある。今年度は、比較的空いている状況である。
- ・ 緊急の連絡時に相談内容により病院への引き継ぐこともある。出口支援は、主に拠点コーディネーターが行う。委託相談支援とも連携し、サービスの利用が明らかになれば、特定相談支援にも入ってもらっている。

【課題等】

- ・ 看護師配置のある事業所ではないので、医療的ケアが必要な方の受け入れが難しい。

【工夫等】

- ・ もともと短期入所で総合安心センターはるかぜを利用されていた方が、家族の急病時に、緊急対応するケースが多い。パニックが起きないように予防の観点で拠点コーディネーターとして支援会議でケースを共有し、一緒に考える取り組みをしている。
- ・ 実際に1泊、2泊受けるケースでは、短期入所支給されている方は短期入所で請求している。障害支援区分の認定がない方でも緊急受け入れできるというメリットがある。こどもは児童相談所優先で、虐待は内容によって緊急受け入れ対応をする。
- ・ 強度行動障害のある方は、総合安心センターはるかぜの短期入所を利用されている方が多いので、北部の方であっても総合安心センターはるかぜの利用を進めることもある。静かな環境を好む方については、北部の「常岩の里ながみね」の別棟で対応することもある。精神障害のある方については、入院にはならないが、短期入所で対応可能な方は、環境設定を相談しながら受け入れている。

【主な事例】

- ・ 緊急利用の事例は、介護者が緊急入院したケースが2回ほどあった。1度目は空床につなげたか、2度目は配食サービスを使用し、希望した自分の家で生活を継続した、介護者の方は入院したが、特定相談支援もついていたので、こまめに訪問する形をとった。

地域移行の体験

- ・ 障害者支援施設が2か所あり、地域移行についてはやりつくしている状態である。
- ・ 飯山市内に1室確保しており、在宅で家族と暮らしていて、将来的に一人暮らしを考えているケースで実施があった。
- ・ 体験のための部屋は、高水福祉会が運営しているアパートの共同生活援助が半分、賃貸が半分なので、その賃貸の一室を利用している。
- ・ 精神科病院からの地域移行について、社会的入院の方は家族の受け入れが難しい場合もあり、地域にある共同生活援助を利用する場合、委託相談支援からサービスへつなげることが多い。

【課題等】

- ・利用者自身が重度高齢化しており、共同生活援助から一人暮らしという所にスポットを当てられると良いと思っている。今後は力を入れていきたい。
- ・個別給付の地域移行支援への動機付けや病院周りは、自立支援協議会の中に精神科病院のケースワーカーが構成メンバーになっている精神部会があるが、コロナ禍以降は病院関係者の参加率も下がっている状況である。委託相談支援と関わる部分が今後の課題である。

人材育成・地域づくり

- ・圏域の様々な事業所での研修を計画し、「助け合い研修」を実施している。令和5年は昨年度のアナケートをもとに、9回程実施し、講師は事業所の得意分野で依頼している。例としては、精神障害のある方との関わり方、発達障害のある方の暮らしについて、個別支援計画の作り方、就労継続支援B型の加算勉強会、介護予防等について等である。
- ・地域生活支援拠点等の認定事業所は16か所である。

【展望等】

- ・地域生活支援拠点等への理解・浸透を深め、協力体制を強化していければ良いと考えている。連絡会議で集まるが、報酬改定もされたので、来年度はそういったことへの理解も深めていけたらと思う。

令和5年度地域生活支援拠点等事業

助け合い研修のご案内



北信圏域の障がい者福祉に関わる事業所の皆さん、支援でちょっとヒントが欲しい、勉強したい、そんな時にその分野を得意とする事業所を講師として紹介します。また、勉強するだけでなく、悩んだときに抱えずに相談し合えるつながりを作るための研修会です。

研修メニュー一覧

	テーマ	担当事業所・講師
1	就労アセスメントの視点と技術、活かし方	ふっくら工房 ふるさと 須藤ジョブコーチ
2	精神障がい者の理解と対応方法	NPO 法人ここから 荻原サビ管
3	発達障がい者の方の暮らしについて	むぎとはな 綿谷サビ管
4	生活場面において安全に介助を行う技術の習得	(一社)きぼう 大月作業療法士
5	日々の支援に活かせる個別支援計画の作り方	いこいの里 今井サビ管
6	自閉症の特性に配慮した支援	のぞみの郷高社 山崎サビ管
7	就労継続B型に関わる加算	北信保健福祉事務所

実施期間：令和5年度3月末まで 研修日時は講師と相談して決定します。

申込み：学びたいメニューを見つけたら事務局にご連絡ください。

講師のご紹介と申請のご案内をします。（裏面をご覧ください）



事務局：北信圏域障害者総合相談支援センター
0269-23-3525 池田・中嶋

◆◆ 拠点コーディネーター ◆◆

●●●● 所属機関、配置状況、資格等の状況 ●●●●

- ・ 委託先である社会福祉法人 高水福祉会で採用の正規職員を専任で2名配置している。資格等の要件は定めていない。
- ・ 2名の配置場所は基幹相談支援センターである。拠点コーディネーターとしての要綱や仕様書は特にないが、地域生活支援拠点実施要綱に5つの機能を実施することとして記載している。

●●●● 予算 ●●●●

- ・ 地域生活支援事業の地域移行のための安心生活支援を活用している。

●●●● 具体的な業務、実績、効果のあった事例 ●●●●

- ・ 緊急事態に備えるための相談対応、緊急空床整備、ひとり暮らし体験等を行った。
- ・ 地域生活支援拠点等に登録していない新規の方から緊急の連絡があった際は、アセスメントをとる時間がないので、行政が把握している基本的な情報をもらい、対応する。登録している方について、定期訪問は行っていないが、登録書を作成する前段階の聞き取りを行い、その後一緒に確認作業をする。

◆◆ 地域生活支援拠点等の運営状況 ◆◆

●●●● 自治体の関与の状況 ●●●●

- ・ 北信圏域6市町村と委託先事業所とで、翌年度の委託事業と委託費について協議し、委託費を市町村で按分している。
- ・ 自立支援協議会の市町村ワーキンググループ（毎月開催：市町村担当係長・総合相談支援センター・拠点コーディネーター）で、地域生活支援拠点検討会として前月の対応状況やケース報告、課題などの情報共有をしている。年3回の自立支援協議会幹事会や総会で実績報告を行っている。
- ・ 6市町村の圏域で実施しているので、密な情報共有が必要である。緊急対応実績の報告をもらったり、年間予算の話し合いをしたり、障害福祉計画、障害児福祉計画の計画策定を行ったりしていた。
- ・ 令和6年度については報酬改定等の対応もあり、毎月検討課題がある。

●●●● 地域生活支援拠点等の機能の検証や検討の方法 ●●●●

【拠点が整備されたことによる効果等】

- ・ 年間を通じてPDCAを回してはいるが、地域生活支援拠点等ができたことにより、情報共有の場ができた。個別の案件をその場で報告してもらい、その内容について意見交換を行っている。
- ・ 以前は、市町村の障害福祉係が常時つながる電話を携帯する必要があり、自治体職員としても24時間いつ電話が来るかわからない状況で対応していた時期があった。地域生活支援拠点等ができたことにより、拠点コーディネーターが専門的に配置され、緊急空床も確保しており、緊急時の対応ができる体制が整っている。障害者の方の安心感にもつながっており、地域生活支援拠点等事業はメリットがあると考えている。特に福祉の資源が少ない地域では、必要性が高まるのではないか。

飯伊圏域 (飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村)

◆◆ 地域生活支援拠点等の整備状況 ◆◆

●●●●● 設置方法 ●●●●●

複数設置

- ・ 圏域が広く、一箇所に地域生活支援拠点等の施設を作る方法は困難である。それぞれの地域住民の暮らしやすさを考え、地域資源を有効につなぎ、物理的な部分も含めて1市3町10村の広範囲で面的整備としている。
- ・ 地域生活支援拠点等の整備についても、ワーキングチームを行う中で、飯田下伊那の圏域全域で取り組んでいく。圏域は南信州広域連合が全体をまとめており、協力して行うことが前提であった。
- ・ 課題となっていた地域生活支援拠点等の整備について、自立支援協議会で議論する中で14市町村がまとまって地域生活支援拠点等の整備に対し動くことができた。
- ・ 拠点コーディネーターは委託で1名配置している。
- ・ 協力事業所として15件の事業所が登録されている（特定相談支援、自立訓練、短期入所、障害者支援施設、共同生活援助、就労継続支援B型、生活介護）。地域生活支援拠点等の事業所として認定する要件は、拠点コーディネーター業務を行う中で作成し、協議会で承認している。
- ・ 地域生活支援拠点等の登録事業者が、その事業所のある市町村に届け出る仕組みである。事業所からの届出を市町村が受理した旨の通知を事業所に送付し、自立支援協議会の事務局に報告している。運営規程にも機能を担う事業所であることを示している。

【工夫等】

- ・ 協力事業所を構成する際、認定した基準は特に設けておらず、各法人施設に向いて事業の説明を行い、可能であれば受けていただくよう協力を依頼した。最初は地域生活支援拠点等事業の理解から取り組んだ。その際、緊急時の対応について説明するとわかりやすいため、フローチャートを作成した。行政からの事業所に入ってほしい等の強い働きかけは行っていない。

飯伊圏域の地域生活支援拠点等の機能を担う事業者名簿

R5.9.30現在

	事業所の名称	事業の種類	担う機能	
1	社会福祉法人楓会 特定相談支援事業所	特定計画相談	○相談（計画相談）	
2	はなみずきの郷	自立訓練（生活訓練） 短期入所	○緊急の受入れ・対応 ○体験の機会・場	R2.4.14
3	南原苑	障害者支援施設	○相談（計画相談） ○緊急の受入れ・対応 ○体験の機会・場 ○専門的人材の確保・養成 ○地域の体験づくり	R2.4.23
4	親愛の里 松川	短期入所	○緊急の受入れ・対応	R2.6.8
5	コーポ新井	短期入所	○緊急の受入れ・対応	
6	明星学園	障害者支援施設	○相談（計画相談） ○緊急の受入れ・対応 ○体験の機会・場 ○専門的人材の確保・養成 ○地域の体験づくり	R3.3.3
7	第二明星学園	障害者支援施設	○相談（計画相談） ○緊急の受入れ・対応 ○体験の機会・場 ○専門的人材の確保・養成 ○地域の体験づくり	R3.3.3
8	指定特定相談支援事業所 輪（リンク）	特定計画相談	○相談（計画相談）	R3.9.15
9	喬木悠生寮	障害者支援施設	○緊急の受入れ・対応	R4.6.1
10	ぼかぼかひだまり	特定・一般 随時児計画相談	○相談（計画相談）	R4.7.1
11	阿南学園 共同生活援助	グループホーム	○体験の機会・場	R4.7.1
12	阿南町就労支援センター	就労継続支援B型	○体験の機会・場	
13	なないろ	生活介護	○体験の機会・場	
14	阿南学園	障害者支援施設	○緊急の受入れ・対応	R5.2.1
15	ヴィラそよ風	短期入所	○緊急の受入れ・対応	

実施要綱等の有無

あり

予算

- 地域生活支援拠点事業の地域移行のための安心生活支援事業を活用している。飯田市の事業として実施し、広域連合として圏域の各市町村が按分して負担している。当該補助金は、拠点コーディネーターの person 費に充てている。拠点コーディネーターが地域移行や親亡き後の一人暮らしの方を支援する等、地域生活支援拠点等の機能を担っていることについての補助という位置づけである。

整備プロセス

- 平成28年
- 平成28年12月開催の調整会議にて、地域生活支援拠点整備事業に関する緊急時の対応件数把握調査を14市町村に依頼。
 - 自立支援協議会は、22名程度の障害福祉サービス等を担う主要な方で協議した。14市町村の行政だけではなく、エリアごとのブロック代表と地域で知的障害者を支援している事業所や、身体障害者を支援している事業所等を選した。
 - 新しく建物を作ることは困難なため、面的な整備の方針はすぐに決定。
 - 県内には飯伊圏域が事業を始める前から整備している圏域がある。いくつかの協力事業所に予算が付き、輪番制を取っているところもあったが、飯伊圏域ではワーキングの中では難しいと結論が出た。

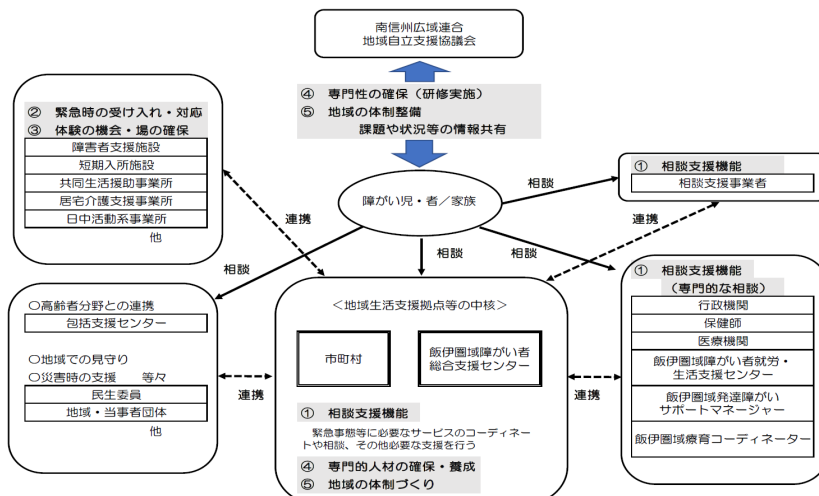
【工夫等】

- 精神障害者が緊急でショートステイを利用するケースの想定が難しいため、精神障害者を支援する事業所にも協力してもらいながら進めた方が良くと行政と広域連合に相談した。
- 地域住民が安心して暮らせるように、という思いで業務にあたってきた。地域生活支援拠点事業をきっかけに24時間対応を始めたのではなく、以前から緊急時の対応をしていた。「緊急にならない平時からの対応をしよう」と常に発信してきた。何もせず地域生活支援拠点等と言えば良いのではなく、平時に対応できることは平時にすれば良い。予防の対応に力を入れることが大切だと考えている。
- その人に合わせた場所を個別で相談する体制を取っている。例えば、比較的重度の身体障害者を受けている施設に、医療行為が必要な方々がいる場合、その施設で行動障害者の受け入れは困難であるという率直な意見があがったため、輪番制は取らなかった。

【課題等】

- 地域生活支援拠点事業を進めていくなかで、24時間対応という点が課題であった。
- 基本的に昼間の8時間は通常の勤務があるため、実際にスタートした時に日中勤務との兼ね合いをどのようにするか懸念があった。

飯伊圏域 地域生活支援拠点等 面的整備イメージ ①



相談・緊急時の対応

- 各市町村から、地域生活支援拠点等の登録対象になるのではないか、という相談を受けるところから始める。すでに障害福祉サービス等につながっている方については、相談支援専門員が付いているので、一緒に確認を行いながら相談支援を実施する。
- 令和4年度の拠点コーディネーターとしての相談件数は366件である。
- 登録制という形を取っている。本人にも事業説明を行う。同意書が取れるまでには時間がかかる事が多い。同意書をもらうまでは登録の候補者として対応している。
- 全く未把握の方については、訪問して状況を確認している。未登録でも問い合わせがあれば対応している。
- 地域生活支援拠点等の協力事業所以外でも、特定相談支援として対応している方がいるので、ケースを協力事業所にお問い合わせをするだけではない。どこの事業所であっても問い合わせがあれば、地域生活支援拠点等の中核である飯伊圏域障がい者総合支援センターにつなぐ流れになっている。
- 委託相談支援事業所2事業所で6名配置している。成人が一箇所（6名）で、児童が一箇所（2名）という相談支援体制になっている。
- 圏域の中に障害者施設の短期入所はあるが、予防的対応を実施する中で緊急時の受け入れをお願いする形での短期入所を利用したケースは、年間1件あるかないかという状況である。
- 夜間の緊急時の受け入れについての受電体制は、事務所からの転送はしていない。相談員は全員携帯電話を所持しており、緊急事態が発生しそうな方に番号をお伝えしている状況である。一次アセスメントはそれぞれの担当（委託相談支援6名）が受ける仕組みになっている。
- 障害福祉サービス受給者証未所持のケースは、後日認定調査する形で対応をしている。
- 虐待案件については、市の虐待防止センターで、緊急時の受け入れ対応は行っており、地域生活支援拠点等の緊急時とは異なっている。

【課題等】

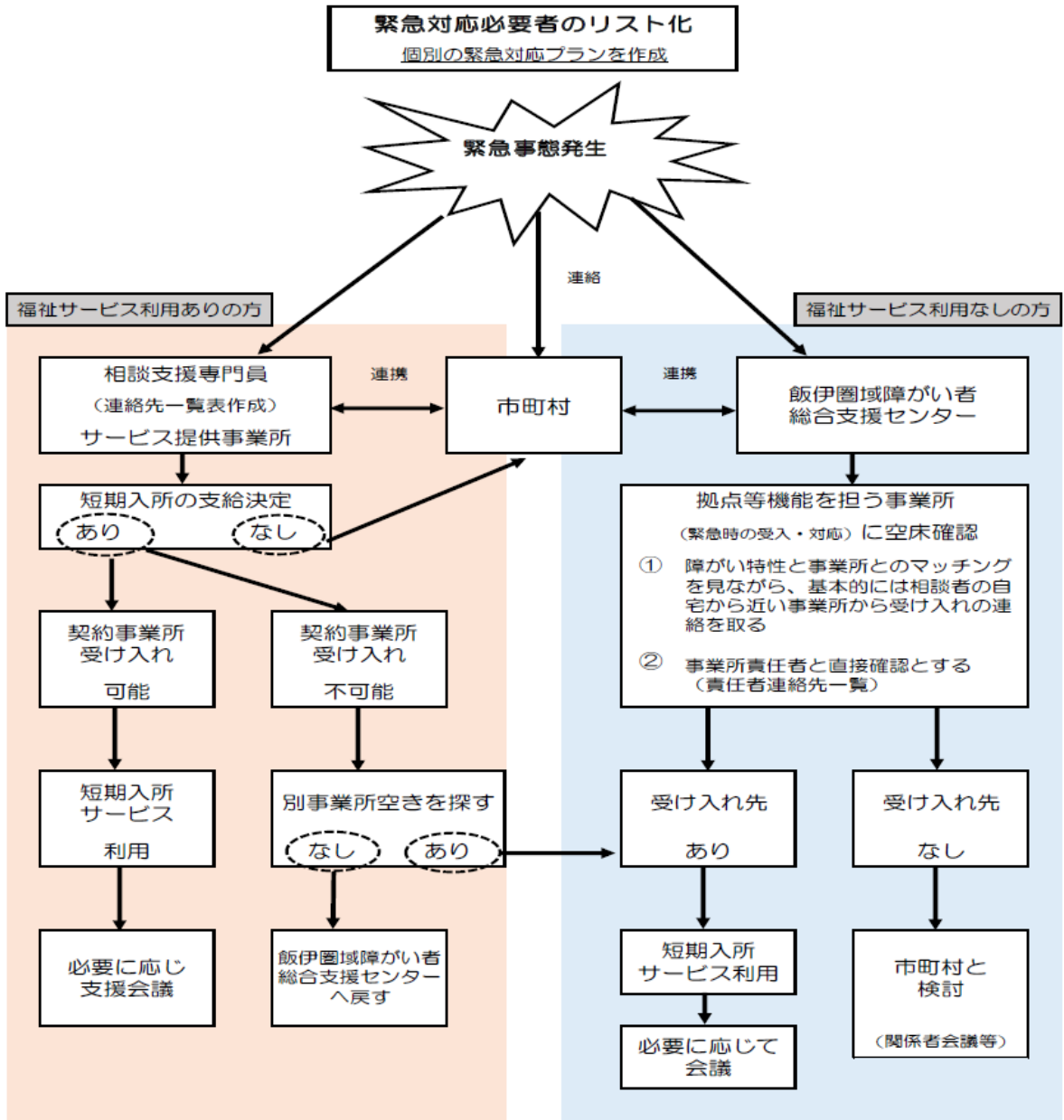
- 夜間・休日対応にあまりに負荷がかからないようにしたい。

【工夫等】

- 直接対応しないとわからない内容や、判断が難しい内容、緊急対応の発生等が想定される方には担当をつけている。
- 緊急対応になりそうかどうかは予測が出来るので、連絡がいつ来ても問題がないよう準備している。
- 個人に責任を持たせないよう、みんなで分け合うという気持ちである。

【主な事例】

- 地域包括支援センターが、高齢の母親と息子についての相談を受け、協力するケース
器質性精神障害（てんかん）
軽度知的障害・60代男性、精神保健福祉手帳2級、高齢の母と二人暮らし
- 母が高齢で亡くなった後のことが心配と、兄より包括支援センターに相談があり、飯伊圏域障がい者総合支援センターでの関わりが始まった。低ナトリウム血症で入院加療することがあり、退院後は救護施設での生活を予定していたが、本人の強い希望で自宅に戻ることとなった。数年かけて行政機関、包括支援センターと共に情報共有や自宅訪問を重ね、居宅介護等を検討するもサービスにはつながらず、定期訪問を続ける中、就労継続支援B型の見学を提案した。見学後、その事業所への通所を希望され、現在は週5日通っている。定期面談は継続し、引き続き今後の生活について相談している。



地域移行の体験

【主な事例】

- 親が要介護状態となり、入院が必要となる期間に本人が短期入所を利用するケースがある。その後は在宅に戻られるケースや施設への入所となるケースがある。

人材育成・地域づくり

- ・ 自立支援協議会の人材育成部会で地域生活支援拠点等の整備事業の理解のためにケースを共有しながら実践報告した。地域生活支援拠点等で、どのようなケースに対し、どう動いてどう変わっていかわかりやすい事例を提示し、知る機会を設けている。
- ・ 人材育成部会は幅広く活動をしている。その中でも、地域生活支援拠点等のことを理解してもらうよう働きかけている。必要な研修を人材育成部会を活用して行う仕組みになっている。地域のケースをどのように扱ったか共有する研修を実施した。
- ・ グループスーパービジョンについては、相談支援専門員を中心とする分科会に参加する方にケースを持ってきてもらい、年間を通して実施している。
- ・ 自立支援協議会の中で、三部構成の暮らし部会があり、行動障害のある方については、知的障害のある方の支援者を中心としたメンバーのチームで事例検討、実践報告をしている。医療的ケア・重症心身障害・身体障害チームでは、医療的ケアがある方の支援者を中心に実施している。精神障害チームでは、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場となっており、精神科病院の医師による事例検討会を実施している。
- ・ 障害福祉サービス等の事業所がない自治体もあるが、介護保険の事業所があるので、協力してもらうなど、その町や村独自のもの、その方に必要なものを活用する方法で、少しずつ地域作りを行っている。

【工夫等】

- ・ 実際に対象者の名前を出し、どのような支援が必要か、関わる方知ってもらうよう取り組んでいる。
- ・ 人口が少ない地域に地域生活支援拠点等の事業所として他自治体の事業所が支援に入る際は関係性に配慮している。時間をかけながら、地域生活支援拠点等として関われるように地域を巡回している。

【拠点が整備されたことによる効果等】

- ・ 改めて地域住民について行政が考える機会になった。

【主な事例】

- ・ 脳挫傷による体幹の機能障害（自動車事故後遺障害）
50代男性
身体障害者手帳1種2級 障害支援区分なし（サービス利用なし）
過疎地にて高齢（70代後半）の母と二人暮らし
- ・ 20代前半で交通事故に遭い、以降父、母、本人の3人で暮らしてきた。6年前に父親が亡くなったことで、国保や特定検診がきっかけで村の保健師が関われるようになり、今後の生活について、飯伊圏域障がい者総合支援センターに相談が入る。相談より1年ほどで月1回の村独自のリハビリ（デイサービスで実施）に通所を開始し、現在は訪問リハ（医療保険）が月2回加わり、月3回リハビリを実施している。新型コロナウイルス感染症等に配慮しながら自宅から行ける緊急時ショートステイ先の見学等、本人と家族のペースを尊重しながら進めている。

◆◆ 拠点コーディネーター ◆◆

●●●● 所属機関、配置状況、資格等の状況 ●●●●

- 拠点コーディネーターは飯伊圏域障がい者総合支援センターの業務、自立支援協議会の業務も担っており、飯伊圏域障がい者総合支援センターの事務所に専従で配置されている。
- 平成29年10月15日に地域生活支援拠点等整備事業についての構想案の中に拠点コーディネーターの資格要件を規定した。

【工夫等】

- 委託相談支援の事業所から人選している。
- 行政も拠点コーディネーターの多岐に渡る業務内容をよく理解をした上で配置している。

拠点コーディネーターの資格要件

- 主な業務となる台帳整備と、緊急時の対応の際も利用者と直接連絡を取り合うため、相談支援専門員の資格を有す者。
- 圏域内の多くの事業所と連絡を取り合うことが想定されるため、自立支援協議会の部会等多くの事業所が集まる機会に参加している者。
- 即戦力として業務遂行してもらうために、相談業務等の実務経験を積んでおり、障がい福祉の現場を理解している者。

●●●● 予算 ●●●●

- 地域生活支援事業の地域移行のための安心生活支援事業を活用している。

●●●● 具体的な業務、実績、効果のあった事例 ●●●●

- 拠点コーディネーター業務だけではなく、特定相談支援も行っている。
- 登録した方は、予防的措置のために拠点コーディネーターとして定期訪問を行っている。状況を伺い、緊急にならないよう状況確認等を行っている。その中で、今後についての希望等を一緒に考えている。

【課題等】

- 行政で名前をあげても、本人につながる事が難しいケースもあり、どうアプローチしていくと良いか考えることも多い。

◆◆ 地域生活支援拠点等の運営状況 ◆◆

●●●● 自治体の関与の状況 ●●●●

- 面的整備の登録事業所の申請登録は自治体が行っている。具体的には、事業者とのやり取り、登録する対象者の洗い出し等を行っている。
- 飯田市は、令和3年度から重層的支援体制整備事業を開始しており、どのような相談でも受ける「福祉丸ごと相談窓口」を設置している。
- 新規の相談が入った時の一次アセスメントは、行政ではなく拠点コーディネーターとなる。得た情報からのアセスメントとなるので、状況の全ては把握できない場合もあるが、関係者から情報を伺うことが最初のアプローチになる。地域の保健師が知っていることもあるので、対象者の住む地域の保健師を経由して情報が入る場合もある。ケースによって、誰が担当するかを判断し、適切な担当者に対応する仕組みになっている。事業所が関わっていれば、そこから、ある程度の情報が得られる。

【課題等】

- 「福祉丸ごと相談窓口」で受けた障害部分の相談を、地域生活支援拠点等や基本相談支援センター等にうまく連携して支援していける仕組みが構築できると良いと考えている。

●●●● 地域生活支援拠点等の機能の検証や検討の方法 ●●●●

- 毎年2回、自立支援協議会で地域生活支援拠点等の実績に関して報告をしている。
- 1年間のまとめ後、広域連合に統計の数字と実績の報告を行っている。
- 協議会で実績や現在の協力事業所の状況等も含めて報告、意見交換を行っている。
- 協議会の各部会が障害福祉計画も意識しながら部会を運営しており、各部会の意見も協議会で集約し、意見交換する仕組みとなっている。地域生活支援拠点等の進捗管理や評価は、自立支援協議会の各部会と本会の両方で行っている。
- 検証するメンバーについては、調整会議自体は市町村の担当者であり、各部会の部会長と事務局、長野県の担当者、飯田市の社会福祉協議会の担当者というような構成になっている。
- 本会は、当事者団体の代表者や、ハローワーク担当者、特別支援学校の教頭など、幅広いメンバーで構成されている。障害福祉サービス等事業所では、事業所の代表者、相談支援の代表者という構成になっている。
- 費用対効果については、障害福祉に消極的であった地域が、地域生活支援拠点等事業をきっかけに障害福祉の実績が増加するなど、活発化した。地域生活支援拠点事業をきっかけにして、一つの地域が動いたというところでは、効果がとても大きかったと考えている。
- 地域生活支援拠点等の実践発表を行った際に地域ごとの特性が見えてきた。
- 費用対効果の分析は行っていないが、費用がかかっても必要なことは地域福祉として続けていくべきと、広域連合では捉えている。

【課題等】

- 南信州圏域は14の市町村からなり、10万人近い市もあれば、人口1,000人に満たない村もあり、大きさにばらつきがある。自立支援協議会などの行政の調整会議に関しては、全市町村の参加となっているが、小さい村は参加率が低い状況である。
- 実際に面的整備として村に関わっている状況ではあるが、市町村によって関わり方にばらつきがあることが課題になっている。広域連合としても、是正していかなければいけないと考えているが、地域特性もある中で、どうしても市町村によって関わりに差がある状況である。関わり方の差についてのアプローチは、地域生活支援拠点事業に限らないが、自立支援協議会には各種部会があるので、少しでも部会に出て知ってもらえるように担当の割り振りをしている。また、市町村を訪問する際に、改めて自立支援協議会や地域生活支援拠点等の整備に関する資料を共有し、その後は拠点コーディネーターが動く形としている。

半田市

◆◆ 地域生活支援拠点等の整備状況 ◆◆

●●●● 設置方法 ●●●●

単独設置

- ・ 半田市は人口約12万人で、入所施設が1か所と共同生活援助が十数か所ある。
- ・ 面的で整備しており、基幹相談支援センターを設置している。
- ・ 地域生活支援拠点等を構成している機関は、基幹相談支援センター、特定相談支援事業所、緊急や体験の機能のための短期入所事業所や共同生活援助事業所、地域生活支援事業の体験的宿泊事業など、様々な種別の事業所が包括的に役割を果たしている。

【工夫等】

- ・ 強度行動障害のある方や医療的ケア児者への支援にもすでに取り組んでいたため、他市町村と手を組むより、コンパクトに取り組むほうが連携が取りやすかった。
- ・ 共同生活援助を活用した体験についてもすで実施していた。また、特別養護老人ホーム等に協力してもらい、障害のある方の緊急の短期入所を受け入れた前例があったので、それらを体系化した。
- ・ 地域生活支援拠点等の企画運営や各事業所にそれぞれどんな役割を担ってほしいかの根回しが必要だと考えているが、行政の担当職員は異動してしまうため、事業所との関係の構築について基幹相談支援センターが行うのは強みだと考えている。

【課題】

- ・ 地域生活支援拠点等は体制整備が重要と考えている。本来は拠点コーディネーターが体制整備の企画、段取りを取って動く役割を担うが、今のところ拠点コーディネーターの配置はできていない。

●●●● 実施要綱等の有無 ●●●●

あり

●●●● 予算 ●●●●

- ・ 体験的宿泊と緊急ショートステイの事業は、地域生活支援事業の地域移行のための安心生活支援（居室確保事業）を活用している。

●●●● 整備プロセス ●●●●

- 平成27年 ・ 地域生活支援拠点等の骨子を整備。
- 平成28年 ・ 事業の実践者に勉強会を開催。
 - ・ 自立支援協議会の中で地域生活支援拠点等を進めていく決裁を取った。
 - ・ 自立支援協議会内の部会で内容、構成を検討。
- ・ 地域生活支援拠点等の骨子ができた時点で、モデルになるような事業を実践する市町村や法人があり、その実践者を招き、事業所や手をつなぐ育成会等の自立支援協議会の構成メンバーと、育成会であれば当事者のご家族等、多くの方に声をかけての勉強会を実施した。地域生活支援拠点等が出来ることによる半田市のメリットを参加者が理解したうえで勉強会を実施し、自立支援協議会の中で地域生活支援拠点等を進めて決裁を取り、自立支援協議会内の部会で内容、緊急時の対応、宿泊体験の構成、依頼先事業所について等を検討した。

【工夫等】

- 専門的支援の人材育成については、以前から実施している。
- 半田市には小さい事業所も多いため、毎年研修を実施することが負担であったが、福祉に関する基礎研修のような講座を自立支援協議会として7回程度実施しており、地域生活支援拠点等の専門的人材育成にも含まれている。また、強度行動障害の研修を半田市独自で予算を取って実施している（基礎研修、強行研修共に予算30万円程度）。
- 半田市から強度行動障害についての国の研修に人材を送り出し、専門家を育成している。また、半田市の中で予算を取り、違う事業所に教えに行く事業、医療的ケアの喀痰吸引の方にも取り組んでいる。
- 自立支援協議会で研修を実施をしていたが、受講生が減少していたので、基幹相談支援センターの委託費の中から受講者へ補助金を出す形をとっている。

各機能の詳細

相談・緊急時の対応

- 基幹相談支援センターが一か所あり、社会福祉協議会が受託している。
- 市内に特定相談支援事業所は11か所ある。
- 夜間の緊急時の対応は、社会福祉協議会と他法人で機能強化型の体制を組み、実施している。件数はほぼないが、夜間は基本的に社会福祉協議会とは別の、もともと介護保険の事業所を実施していた法人で受ける形をとっている。
- 緊急相談について、半田市障がい者相談支援センターで一般相談支援を行っており、地域定着支援事業の対象者という点はクリアしている。特別養護老人ホームで短期入所も実施している椎の木福祉会の相談支援事業所を地域生活支援拠点等と認定した。24時間体制なので、夜間の緊急連絡先を受け持っている。

【課題等】

- 緊急相談は役割分担をしているが、あくまで個別事業者同士の役割分担であり、法人外の利用者が夜間緊急時に電話をかけられるかという課題がある。

【工夫等】

- 相談支援専門員の育成も行っており、半田市に相談支援事業所を作りたいという法人からの出向者を社会福祉協議会で受け入れるなどし、相談は体制整備も含めて実施している。

地域移行の体験

- 地域移行の体験については、半田市障がい者相談支援センターが地域移行支援として行っている。
- 市内にある生活保護の救護施設で、生活保護の方が地域に出るための訓練を行っている。設備は概ねワンルームアパートと同等程度で、体験宿泊事業の事業所として登録し、より一人暮らしに近い形態で宿泊体験ができるようにした。

【工夫等】

- 共同生活援助の体験給付や地域生活支援事業の体験的宿泊事業を地域移行にも活用している。
- 一人暮らしの体験、グループの体験、地域移行支援を使った通所事業所の体験など、様々な形で対応している。

人材育成・地域づくり

- 基礎研修については、市内すべての事業所を対象としており、年間6回実施しており、現場実習という形も取り入れている。その他、自立支援協議会の各部会等がスポットで開催する研修も実施している。例えば、就労系の工賃向上にかかるような研修、虐待防止に関する研修、BCPに関する研修など、必要なテーマごとに研修を実施している。自立支援協議会は研修の企画運営の機能も担っている。
- 虐待防止に関しては、全事業所の全職員を対象としてオンラインで実施している。毎年実施しており、参加できない場合は録画を提供し、各事業所で受講してもらっている。
- 高齢分野との虐待連絡防止協議会があり、自立支援協議会と共同で研修や講演会等を実施している。
- 平成24年度時点で特定相談支援事業所は4、5か所だったが、市内の社会福祉法人に基幹相談支援センターと行政で特定相談支援の実施について相談を行い、結果として特定相談支援事業所が2か所増えた。それ以降は出向受け入れなどの取り組みを推進することで、特定相談支援事業所は増えている。

【工夫等】

- 研修の感想を行政が取りまとめているため、事業所には研修受講への動機づけとなっている。

◆◆ 拠点コーディネーター ◆◆

●●●● 所属機関、配置状況、資格等の状況 ●●●●

- 現時点では未配置である。
- 第7期障害福祉計画において、拠点コーディネーターの配置の時期を目標として定めることが明確に示されたので、福祉部局としては第7期障害福祉計画中に設置するという目標を掲げている。

●●●● 予算 ●●●●

- なし

●●●● 具体的な業務、実績、効果のあった事例 ●●●●

- 拠点コーディネーターは未配置である。

◆◆ 地域生活支援拠点等の運営状況 ◆◆

●●●● 自治体の関与の状況 ●●●●

- 評価については、自立支援協議会で実施している。
- 地域生活支援拠点等は概念であり、事業の実施主体としては市、行政なので、本来的に全ての機能を市が持っており、委託相談支援や登録で機能を渡しているという発想になる。基本的には直営部分があり、自立支援協議会の運営も含め、半田市障がい者相談支援センターへ委託している。委託元が監督し、委託先の専門的な意見を反映している。最終的な事業としての責任を持つのは市であるため、委託先に丸投げはできない。
- 地域生活支援拠点等が整理された後、地域生活支援拠点等に関わる部会を自立支援協議会に設置し、地域生活支援拠点等の役割を果たしている事業者、地域生活支援拠点等として認定された事業者、市、社会福祉協議会等が入っている。今後見直す予定ではあるが、評価と機能強化についても部会で検討していく。

【課題等】

- 利用者満足度について評価していく必要がある。
- 現在は着手できていないが、地域生活支援拠点等は緊急のみのものではないので、本来は評価として、安心してこの地域で暮らせるかの満足度や、実際に宿泊体験や緊急時に利用した人たちがどのように感じたかを含む必要がある。
- 最近は緊急時の受け入れが無い。予防的な活動については、費用対効果がわかりにくい。

●●●● 地域生活支援拠点等の機能の検証や検討の方法 ●●●●

- 国が作成したチェックリストや総括表を用いて自立支援協議会で評価を実施している。
- 検証評価については、基本的には部会で実施する。例えば、周知が不足しているという評価があると、その内容を受けて市のホームページ内容を検討し、部会では広報についての検討等を行うようにしている。
- 予防的な視点がある地域生活支援拠点等は費用対効果が高い。緊急だけに応えている地域生活支援拠点等は費用対効果が低いと思う。予防的な視点があるか無いか費用対効果の開きに関与している。費用対効果については、効果の測定が困難な部分が多い。かけた金額と自立度の高まりには個人差があるため、地域移行にどれだけのお金をかけたなら何人出せるかと評価することは難しい。
- 来年度以降、体験的宿泊については、部会の事務局の中で利用の結果を検証していく予定である。同じサービスを提供しても結果が違ってくるのが障害福祉なので、費用対効果の俎上には、なかなか上げにくい。児童であれば、10年、20年後に結果が出てくる可能性もある。こどもの頃から支援していたからこそ、大人になり落ち着いた生活を送れているというのは、よくある話である。

西宮市

◆◆ 地域生活支援拠点等の整備状況 ◆◆

●●●● 設置方法 ●●●●

単独設置

- ・ 社会福祉協議会が持っている施設の中にある体験ルームを活用し、地域移行の体験の場を提供している。
- ・ 重度の障害のある方に対し、ホームヘルパーに入ってもらうことで、人材育成の場になっている。
- ・ 面的整備という方針を取ったのは、障害福祉計画の策定年度である平成26年度からである。
- ・ 西宮市には、色々な事業所や支援者が連携し、障害のある方の支援を行ってきた歴史があるので、新しく建物を建てたり、一つの事業者に委託し、そこを地域生活支援拠点等としたりするのではなく、全員で取り組むべきという方針に決まった。
- ・ 市内の全ての資源が地域生活支援拠点等という発想で展開している。

●●●● 実施要綱等の有無 ●●●●

なし

●●●● 予算 ●●●●

- ・ 平成27年は地域介護福祉空間整備交付金を活用した。
- ・ 地域生活支援拠点等として市や県、国の補助金を活用しているものは無い。
- ・ 体験利用として部屋を貸しているイメージなので、利用者からは家賃と光熱水費を徴収している。
- ・ ホームヘルパーは障害福祉サービスの居宅介護などを活用している。
- ・ 体験利用のための部屋は2部屋ある。

●●●● 整備プロセス ●●●●

- 平成28年
 - ・ 地域生活支援拠点等設置までの検討プロセスは、基本的には「ふれぼの」が設立した平成28年4月を整備時期とした。
 - ・ 社会福祉協議会としても、「ふれぼの」は地域の集い場としての機能が必要だということで構想と建設が進んだ。
 - ・ 地域生活支援拠点等の中心的施設であることは間違いないが、地域生活支援拠点等として整備したわけではない。体験の場は備わっているが、相談や緊急時の対応については、並行して平成28年4月以降順次検討し続けている状況であった。
 - ・ 「ふれぼの」に2つの機能を位置付けることは、自立支援協議会の中で決まったのではなく、社会福祉協議会により、決められた。

●●●● 各機能の詳細 ●●●●

相談・緊急時の対応

【課題等】

- ・ 地域生活支援拠点等としての人材や事業所がないこと。
- ・ 基幹相談支援センターと障害者相談支援事業を一体的に委託している事業所はあるが、24時間の相談支援体制ではないため、地域生活支援拠点等の機能としては想定できていない。
- ・ 緊急時の受け入れには、共同生活援助、短期入所事業所ともに空室確保の必要性があり、予算の問題が出てくる。現状では、市単独事業の費用補助が難しい状況である。

地域移行の体験

- 令和4年度は延べ4名である。実稼働日数は短い方で数泊であり、1枠最大3ヶ月なので、1か月、2か月単位で使用している方もいる。
- 「ふれぼの」の1階では、生活介護のサービスを提供しているが、体験ルームは障害福祉サービスとしての使用はしていない。サービス利用料はかからないが、家賃と光熱費等の実費を利用者に負担いただいている。
- 体験ルームは、市が主導して政策的に作ったのではなく、社会福祉協議会の想いの中で作られた。
- 社会福祉協議会の考えにより、ショートステイや共同生活援助での体験では、一人暮らしになった時に支援サービスを提供する人が変わってしまうため、実際に移行した時と同じヘルパーが支援できることは大きなメリットである。

【工夫等】

- 精神科病院からの地域移行や、家族と暮らしていた方が一人暮らしにチャレンジするための体験というケースが多い。強度行動障害のケースは珍しいケースであるが、今後はこういったパターンでも運用をしていきたいと考えているため、受け入れている。
- 西宮市の特徴としては、強度行動障害のようなマンツーマンの支援が必要な方に対して、重度訪問介護で長期間の支給決定するものがあるが、重度訪問介護の知的障害で対象になる方についても積極的に支給決定してきた。今回の体験ルームでも受け入れができた要因は、マンツーマンの支援体制を作れたことが大きい。

【地域生活支援拠点等が整備されたことによる効果等】

- 一人暮らしを実際に体験できる場ができたことは大きな成果である。精神科病院に入院している人などは、一人暮らしをしてみたくても、部屋を借りる契約等のハードルが高い。そういった検証をできる場ができた。機会がないと前に進めないという状況が解消された。

【課題等】

- ニーズに対してすべて応えられていないこと。

【主な事例】

- 強度行動障害、重度の知的障害をお持ちの方で、長らく市外の施設に入所していたが、体験ルームでヘルパー等の利用を体験した上で、地域移行をして西宮市に住むことになった。

人材育成・地域づくり

- 「地域移行の体験」で述べた強度行動障害のある方のケースのように、重度訪問介護といった形でホームヘルパーが実際に支援に入り、体験ルームでの支援を通じてスキルを高めたり、強度行動障害への対応を深めたりすることが人材育成につながっていると推察される。
- 拠点コーディネーターの役割と考えており、現在は配置されていない。
- 西宮市は地域の自立支援協議会が活発で、障害の課題に特化するのではなく、地域課題に取り組んでいる。

【工夫等】

- 強度行動障害のような対応が難しい方についても、体験ルームでの支援を経験することによって、地域に帰ったときに引き続き支援に入ってもらえる点は、訓練ルームでの時間が有益だったのではないかと感じている。

◆◆ 拠点コーディネーター ◆◆

●●●● 所属機関、配置状況、資格等の状況 ●●●●

- 各相談支援事業所や障害福祉サービス事業所などが意識を持って全員で支援をしていくという方針なので、拠点コーディネーターを一人配置し、何かあった際にそこにつながり方は、西宮市の方向性とはマッチしなかった。引き続き検討していく方針である。

◆◆ 地域生活支援拠点等の運営状況 ◆◆

●●●● 自治体の関与の状況 ●●●●

- 定期的な会議はないが、必要に応じて運用状況、利用状況を確認している。
- 西宮市障害福祉計画策定委員会は法定の障害福祉計画を策定することが主たる目的の市の附属機関で、令和5年度は4回開催している。計画策定年度でない年は、前年度の振り返りも含めて年1回の開催とし、計画の進捗状況の評価を行う場となる。地域生活支援拠点等の状況もその場で報告している。構成員は学識経験者、障害福祉サービス等事業者、親の会などである。
- 地域自立支援協議会においては、定期的な開催ではなく、必要に応じて行うことを想定している。構成員についても固定していない。

●●●● 地域生活支援拠点等の機能の検証や検討の方法 ●●●●

- 障害福祉計画策定委員会で進捗が報告され、それを踏まえて強化すべき5つの機能の中で足りない部分を補っていくという考え方があるが、全て同時には進められないので、自立支援協議会で議論し、緊急時支援の優先度が高いと判断された。次点で相談と考えていたが、コロナ禍等の状況もあり、協議会の中でも地域生活支援拠点等に特化した議論が進まなかった。
- 西宮市では地域生活支援拠点等の考え方ができる前から、各事業所がサービス提供の垣根を越えて様々な対応をしている状況であった。
- 令和4年度からは、西宮市でもそういったサービス事業所が制度外の対応を行った場合、予算をつける制度をつくった。
- 国が、基本指針で地域生活支援拠点等の整備の成果目標を掲げているため、障害福祉計画に目標を記載している。また、障害福祉計画に毎年度進捗状況を記載している。その間に進捗があれば、次の年度で報告し、評価される流れになっている。

中讃東圏域（坂出市、綾川町、宇多津町）

◆◆ 地域生活支援拠点等の整備状況 ◆◆

●●●●● 設置方法 ●●●●●

複数設置

- ・ 委託相談支援事業所に拠点コーディネーターを配置している。

●●●●● 実施要綱等の有無 ●●●●●

あり

- ・ 自治体のホームページにて公表している。

●●●●● 予算 ●●●●●

- ・ 地域生活支援事業の障害者相談支援事業（交付税）を財源としているが、拠点コーディネーター分をさらに委託費に上乗せして0.5人+0.5人=1人の拠点コーディネーターを配置している。

●●●●● 整備プロセス ●●●●●

- 平成27年
 - ・ 平成27年度より、中讃東地域自立支援協議会にて協議を開始し、平成28年12月より同協議会内にプロジェクト会を設置した。
 - ・ 坂出市、宇多津町、綾川町の1市2町から構成される中讃東圏域では、実施主体の市町行政や圏域内の障害福祉事業所等が互いに機能を分担・協力し合い、面的な体制を持ち、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援の提供を行っていくこととする。
- 平成29年
 - ・ 平成29年6月に圏域内の障害福祉事業所に対し説明会を開催し、緊急時の対応について協力を依頼した。
 - ・ 説明会終了後の平成29年9月、圏域内の障害福祉事業所に対し、緊急時の対応の協力可否についてアンケート調査を行い、平成29年10月以降に協力可能である事業所と順次契約等を行った。
 - ・ 平成29年10月1日より、地域生活支援拠点等事業を開始した。圏域内の社会福祉法人へ委託し、拠点コーディネーターを配置した。緊急時の対応の調整役や地域生活支援拠点事業の整備促進を担う。

●●●●● 各機能の詳細 ●●●●●

相談・緊急時の対応

- ・ 圏域内の行政や委託相談支援事業所が主な窓口となる。圏域内に拠点コーディネーターを配置し、夜間等、24時間の相談や緊急時の対応が可能となる体制を整備した。
- ・ 夜間等の電話対応は2名の拠点コーディネーターが携帯電話にて対応している。状況に応じて自治体や自治体の独自事業として実施する緊急時の受け入れ事業所と連携している。
- ・ 圏域内の障害福祉事業所にて、短期入所や自治体独自の緊急時の受け入れのための事業等を活用し、常時緊急時の受け入れ体制を確保している。拠点コーディネーターが協力事業所の空き情報を収集し、調整を行う。また、拠点コーディネーターが対象者のアセスメント票や受け入れの際の支援計画を作成し、調整を行う。
- ・ 障害児者の主たる介護者若しくは親族が死亡、急病若しくは怪我の場合、または災害に罹災した場合若しくは虐待が認められる場合、障害福祉事業所等における緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う。
- ・ 事例としては、DVや虐待、子育てのレスパイトなど、危機回避のため地域生活支援拠点等の協力事業所の他、町保健センター、市町の障害福祉行政と多機関含めて連携を図りながら対応していることは、障害者が安心して地域で暮らすためのセーフティネットとなっている。

地域移行の体験

- 地域移行支援や共同生活援助の体験入所、短期入所等を利用し、体験の場としている。

人材育成・地域づくり

- 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成に努めている。
- 拠点コーディネーターを配置し、中讃東圏域地域自立支援協議会を中心に、各関係機関との連携を図りながら、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行っている。

【工夫等】

- どのような障害があっても、地域で安心した支援が受けられるよう、支援者の専門性の確保、養成を行っていくために研修等の企画検討している。

◆◆◆ 拠点コーディネーター ◆◆◆

●●●● 所属機関、配置状況、資格等の状況 ●●●●

- 委託相談支援事業所に拠点コーディネーターを配置した。
- 財源は障害者相談支援事業の委託費に上乗せする形で、相談支援専門員が兼務で常勤換算として0.5人の拠点コーディネーターを2名配置している。
- 特に資格要件を課していないが、精神保健福祉士等の国家資格を所持している。

●●●● 予算 ●●●●

- 地域生活支援事業の障害者相談支援事業（交付税）を活用している。

●●●● 具体的な業務、実績、効果のあった事例 ●●●●

- 平時より、拠点コーディネーターが地域生活支援拠点等協力事業所や地域保健センター、地域包括支援センターなど、障害領域以外の多機関も含めて連携を図り、関係性を作っておくことで、前述したDVや虐待など、危機的なケースについてもスムーズに対応することができている。
- また、拠点コーディネーターが自立支援協議会の各部会にもしっかりと参加していることで、地域アセスメントを共有できたり、地域生活支援拠点等の機能についてのフィードバックを受けられたりするなど、地域生活支援拠点等事業を軸にPDCAサイクルを回すことができている。

◆◆ 地域生活支援拠点等の運営状況 ◆◆

●●●● 自治体の関与の状況 ●●●●

- 自立支援協議会にて、地域生活支援拠点等の実績等を報告している。
- 本会は年に2回、運営部会と事務局会議が2ヶ月に1回、各種部会（日中支援部会、居宅支援部会、医療的ケア部会、就労支援部会、発達支援部会、地域包括ケア部会）はそれぞれで開催し、拠点コーディネーターは、医療的ケア部会、就労支援部会、発達支援部会、地域包括ケア部会に参加している。

●●●● 地域生活支援拠点等の機能の検証や検討の方法 ●●●●

- 自立支援協議会において、地域生活支援拠点等の現状評価、今後の検討を行っている。

宮崎東諸県圏域（宮崎市、国富町、綾町）

◆◆ 地域生活支援拠点等の整備状況 ◆◆

●●●● 設置方法 ●●●●

単独設置

- ・ 基幹相談支援センターを委託している相談支援事業所4箇所に拠点コーディネーターを配置している。また、障害福祉サービス、相談支援の指定事業所に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所を登録制にて構成しており、自治体のホームページに「宮崎市における地域生活支援拠点の機能を担う事業所名簿」を公表している。申請書類については、先行して登録制を実施していた他の自治体の様式を参考に協議し、作成した。
- ・ 「宮崎市宮崎東諸県圏域地域生活支援拠点等事業に関する要綱」については、自治体のホームページにて公表している。
- ・ 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所については、令和4年度より登録制として開始しているが、令和3年度末に自治体と拠点コーディネーターが指定事業所への説明会を実施し、地域生活支援拠点等の概要や、関連する障害福祉サービス等の加算の説明等を行っている。

【地域生活支援拠点等が整備されたことによる効果等】

- ・ 登録制として、広く指定障害福祉サービス事業所等に拠点機能を担ってもらうことで、地域生活支援拠点等としての意識の醸成が登録事業所にも芽生え、連携がよりスムーズにしているという効果を感じている。

●●●● 実施要綱等の有無 ●●●●

あり

- ・ 自治体のホームページにて公表している。

●●●● 予算 ●●●●

- ・ 地域生活支援事業の基幹相談支援センター等機能強化事業にて基幹相談支援センターの委託費の財源としている。

●●●● 整備プロセス ●●●●

- 平成30年 ・ 平成30年度に外部講師を招き、宮崎市自立支援協議会主催で地域生活支援拠点等に関する研修会を実施。
- 令和元年 ・ 令和元年度に外部講師を招き、宮崎市、基幹相談支援センター、自立支援協議会構成員による合同勉強会を開催した。同年度の自立支援協議会幹事会において、地域生活支援拠点等の整備について報告し、了承される。当該プロセスを経て、宮崎市地域生活支援拠点等の設置日を同年度内にて確定し、翌年度からの基幹相談支援センターの仕様書に地域生活支援拠点等コーディネーターとして「地域生活支援コーディネーター（以下、拠点コーディネーター）」が明記された。
- 令和2年 ・ 令和2年度に障害保健福祉圏域に構成される国富町、綾町との圏域整備について協議を開始した。同年度中に「宮崎東諸県圏域」地域生活支援拠点等として協定を締結し、設置日についても確定。
- 令和3年 ・ 令和3年度に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所について自治体にて協議を開始。
・ 同年度内に障害福祉サービス、相談支援の指定事業所に対して地域生活支援拠点等の概要、関連する障害福祉サービス等の加算の説明などを行う研修会を開催した。地域生活支援拠点等の機能を担う事業所について登録制を開始。
- 令和4年 ・ 令和4年度に未整備としていた「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」を含む5つの機能について、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所について登録制を開始し、一定の実績ができたことを踏まえて整備済みとすることとした。また、「宮崎市宮崎東諸県圏域地域生活支援拠点等に関する要綱」として施行し、ホームページに公表。
- 令和5年 ・ 令和5年度に国が示す地域生活支援拠点等の5つの機能に加え、宮崎市独自の機能として「医療的ケア児等の支援」を加え、要綱を改正。

相談・緊急時の対応

- ・ 委託している4箇所の基幹相談支援センターに拠点コーディネーターを配置している。受託法人の体制も踏まえ、2か所のセンターに2名ずつ、他2か所のセンターに1名ずつの計6名を配置している。また、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として登録している特定相談支援及び一般相談支援事業所を構成している。
- ・ 指定相談支援事業所の登録制を取ることで、意識的に拠点コーディネーターとの連携が図られており、緊急時も含めた個別支援にも適宜、拠点コーディネーターが関与できる体制となっている。
- ・ 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として登録している短期入所事業所と連携し、虐待等も含めた緊急時の対応の受け皿となっている。

【地域生活支援拠点等が整備されたことによる効果等】

- ・ 事業所として地域生活支援拠点等に登録しているという意識の醸成が図れ、これまで以上に緊急時の依頼がしやすくなったと考えている。

【工夫等】

- ・ 虐待ケースの対応について、夜間や土日など時間外の対応は基本的には市が行っているが、状況に応じて、適宜拠点コーディネーターと連携し対応している。

地域移行の体験

- ・ 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の登録開始をもって、短期入所事業所の一定の実績を位置付けることができ、整備済みとした。
- ・ 市が設置している市営住宅の入居者選考委員会に基幹相談支援センター職員を構成している。
- ・ 基幹相談支援センター主催の研修を相談支援事業所を対象として毎月実施しており、隔月で事例検討を実施し、その他の高次脳障害者支援、介護保険サービスとの連携、虐待防止、医療観察法など、受講者アンケートに基づいてテーマを設定し、拠点コーディネーターが企画運営している。費用は基幹相談支援センターの業務委託費から充当している。

【工夫等】

- ・ 信頼関係のある不動産業者は、退院前の時点においても見込みでアパート契約し、体験利用が可能な場合もある。
- ・ 自立支援協議会で開発した生活サポートシートを活用して不動産業者と連携している。
- ・ 本人承諾のもと、不動産業者に自立生活援助の個別支援計画書を参考に添付して共有することで、支援が見える化でき、不動産業者が安心して協力できる。
- ・ テーマによっては、相談支援以外の事業所、行政職員、教育機関、保育所等の職員にも情報提供し、参加実績もあるなど、地域全体の人材育成を意識した活動として展開している。

【課題等】

- ・ 地域生活支援事業の地域移行のための安心生活支援の居室確保事業の活用による体験の場の確保も検討したが、実施には至らなかった。今後の検討要素として興味深いと考えている。
- ・ 親亡き後を想定した一人暮らし体験のニーズがあり、今後、地域生活支援拠点等として対応方を検討していきたい。
- ・ 現在、居住支援法人は3か所あり、拠点コーディネーターとの連携強化は期待しているところである一方、宮崎市に居住支援協議会は未設置であり、今後の検討要素であると考えている。

人材育成・地域づくり

- ・ 地域生活支援拠点等としては、自立支援協議会の活用を基本としているほか、民生・児童委員協議会との関係性を構築している。
- ・ 医療的ケア児等コーディネーターについては別事業として市が設置している療育機関に委託している。

【工夫等】

- ・ 中学校区ごとに、特別支援教育連絡協議会、保育所等の連絡協議会など、地域の各種連絡会に拠点コーディネーターが参画することで、地域全体のニーズ把握にもつながり、地域生活支援拠点等としてセーフティネットを強化していくことができるのではないかと考えている。

【課題等】

- ・ 拠点コーディネーターのマンパワーの課題もあり、計画的により頻度高く関与しながら関係性を確立していきたいと考えている。

◆◆◆ 拠点コーディネーター ◆◆◆

●●●●● 所属機関、配置状況、資格等の状況 ●●●●●

- ・ 委託している4箇所の基幹相談支援センターに拠点コーディネーターを配置している。受託法人の体制も踏まえて、2か所のセンターに2名ずつ、他2か所のセンターに1名ずつの計6名を配置しており、圏域の中で担当するエリアを分け対応している。拠点コーディネーターになる基準は特別定めていないが、現状の6人の拠点コーディネーターの内、4人が主任相談支援専門員、その他の2人も社会福祉士などの国家資格を所持している。地域生活支援拠点等の機能の評価を拠点コーディネーターでそれぞれで行い、認識合わせをしている。
- ・ 緊急時の定義についても拠点コーディネーター同士で認識合わせをしているが、緊急時の対応は基本的には相談支援専門員が対応しており、必要に応じて適宜フォローする体制としている。

【課題等】

- ・ 拠点コーディネーターとしてはサービスを使っていない人たちの把握についてフォーカスしている。
- ・ 拠点コーディネーターの現状のマンパワーだと、民生・児童委員協議会（月に1回）に地域包括支援センターが毎月参加することが困難な状況であるが、連携によるニーズの発掘をしっかりと行っていきたい。また、同様に教育機関のコーディネーターとも連携していきたい。

●●●●● 予算 ●●●●●

- ・ 地域生活支援拠点等事業の基幹相談支援センター等機能強化事業を活用している。

●●●●● 具体的な業務、実績、効果のあった事例 ●●●●●

- ・ 高齢者世帯にいる障害未認定のひきこもりの方や、発達障害傾向の方に拠点コーディネーターがつながり、サービスにつながったことがある。
- ・ 拠点コーディネーターはタブレットをツールとして利用しているが、ロゴチャット（自治体が使用するアプリ）を使用してリアルタイムで拠点コーディネーター同士で情報共有ができるようにしており、事業所支援に関しても同様で、リアルタイムに情報共有し、必要に応じて支援することができている。

【課題等】

- ・ 地域生活支援拠点等に登録している事業所の実態の把握やフォローができていないことが課題である。事前説明会で地域生活支援拠点等の概要や登録事業所の役割については伝えているものの、その後は特に事業所に対してアクションが起こせていない。今後は拠点コーディネーターが中心となって事業所に集ってもらい、あらためて役割を確認したり、研修会を実施したりすることを計画している。

◆◆ 地域生活支援拠点等の運営状況 ◆◆

●●●● 自治体の関与の状況 ●●●●

- 宮崎市自立支援協議会として全体会を年に2回、幹事会（4か所の基幹相談支援センター、7つある各部会長）を2カ月に1回、7つの各部会が毎月～2カ月に1回程度開催しており、宮崎市は自治体としてすべてに参加している。
- それぞれ担当する自治体職員は、負担がありながらも民間事業者等とコミュニケーションが取れる貴重な機会として楽しみにしている。

●●●● 地域生活支援拠点等の機能の検証や検討の方法 ●●●●

- 自立支援協議会において、地域生活支援拠点等の現状評価、今後の検討を行うことにしている。
- 国の事業で作成された評価指標も活用しながら、拠点コーディネーターがチェックを行い、宮崎市がまとめ、7つの専門部会（相談、地域移行、就労、子ども、医療ケア、障害理解）の部会長で構成される幹事会に地域生活支援拠点等の実績等を報告して意見を徴収している。

鹿児島市

◆◆ 地域生活支援拠点等の整備状況 ◆◆

●●●● 設置方法 ●●●●

単独設置

- ・ 多機能と面的で整備しており、受託先の地域生活支援拠点等で18か所の法人と協定を結んでいる。
- ・ 協定内容としては、夜間を含む24時間365日の緊急の相談や地域生活支援拠点等事業に関わるような相談の案件が来た時に対応できる体制を構築している。具体的には、夜の20時30分から翌朝の8時30分までの専門的な相談が難しい時間帯を鹿児島市内で相談支援等を行っている協法力人に協力してもらった体制を作っている。地域生活支援拠点等を整備している「ゆうかり」のある草牟田地域の中核施設にあたる、地域生活支援拠点等に宿直者を派遣をしていただく形をとっている。法人を隔てて月ごとにシフトを組んでいる。共同生活援助があるので、第一報は共同生活援助の職員が取り、その内容が地域生活支援拠点事業の緊急案件や、専門的な相談が必要な案件であれば、宿直の方にリレーして対応する。一時保護が必要となれば、再度夜勤者と協力して判断をしていく体制を面的に整備している。また、緊急受け入れとなった時に、障害福祉課や保健支援課に助言がもらえるよう、行政ともしっかり連絡が取れるような体制も組んでいる。
- ・ ホットラインで土日・夜間も緊急対応ができるよう、障害福祉課の係長の個人携帯を緊急連絡先としている。緊急一時保護案件があると、内容の検討は相談支援専門員が行うが、最終的な決定・判断は鹿児島市が行うので、必ず電話を受けられるようにしている。
- ・ 基本的に緊急の受け入れになった時には、短期入所を活用している。地域生活支援拠点等の中核施設では4部屋の短期入所事業を行っている、そのうち1部屋を空床補償にして受け入れている。緊急相談が一度に来て受け入れが難しい場合には、面的に協力いただいている事業所に相談し、緊急の短期入所を使うこともあれば、「ゆうかり」も含め、緊急一時保護を契約している法人が市内に8箇所あるので、緊急一時保護での受け入れも検討する。また、緊急で受けた方は、必ずその後の生活を構成していく検討段階で共同生活援助が選択肢として出てくるので、共同生活援助を実施している協法力人にも相談してつないでいる。
- ・ 協定書はチェックボックスになっており、相談支援、短期入所、居宅介護を含めたホームヘルプ、自立生活援助など、それぞれの法人が実施する事業に関してチェックしてもらう方式だが、現在は相談支援での協定がメインである。大きな法人だと、短期入所も同時にチェックを入れてもらえるところもある。居宅介護や自立生活援助の協定も進んでいけば良いと考えている。
- ・ 緊急一時用の空床補償として、鹿児島市が委託費という形で1年間借り上げている。財源は基本的には受託費用全般で、国の地域生活支援事業費を使用している。メインは拠点コーディネーター確保の人件費部分になるので、細かく言えば一般財源で鹿児島市の単費ということになる。内訳としては、人件費部分に国費県費が入る形になる。

【課題等】

- ・ すでに自立生活援助については協定先があるが、居宅介護関連は無い状況である。機会があるごとに案内はするが、緊急時のみの加算取得という部分でメリットが少なく、進んでいない。

●●●● 実施要綱等の有無 ●●●●

なし

- ・ 地域生活支援拠点等の実施要綱までは作成していない。
- ・ 面的整備の認定事業所へ認定証の発行はしていないが、多機能拠点整備型の受託法人との連携法人を積み上げて面的整備の協定法人を増やしている。

●●●●● 予算 ●●●●●

- 地域生活支援事業費を活用している。基準上は100分の50以下の補助だが、全額支給されることはなく、30%以下である。70%程度は県と市で負担している。

●●●●● 整備プロセス ●●●●●

- 平成27年 ● 平成27年10月8日に初回の検討部会を行い、約2年間をかけて、平成29年10月から事業を開始。
 - 検討部会は自立支援協議会の中に設置。
 - 構成員は鹿児島市を南北で大きく見て、知的障害者支援をしている大きな社会福祉法人、地域活動支援センターをしている医療法人、身体障害のある方に対応している大きな法人などを中心に、バランス良く構成した。10名以上となると、なかなか議論が難しいところもあるため、検討部会の時点では前述したようなメンバーで8~9名ぐらいからスタートした。

●●●●● 各機能の詳細 ●●●●●

- 1つの社会福祉法人に委託して実施している。
- 基幹相談支援センターに関しては、鹿児島市が運営協議会に委託しており、基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等との連携体制がある。
- 基幹相談支援センターを地域生活支援拠点等内に配置していない理由は特にないが、基幹相談支援センターは平成24年の11月から開所しており、すでに機能していたため、地域生活支援拠点等との連携は必要という話題は出ても、そこに地域生活支援拠点等の機能を持たせようという発想はそもそも議論されていなかった。

相談・緊急時の対応

- 元々、特定相談支援を含め一般相談支援も行っていたので、受託法人として変化はなかった。地域生活支援拠点等を開始し、面的に組んでいく中で共有していくところが広がってきた。
- 基幹相談支援センターができたタイミングから、相談支援のネットワークが広がった。
- 基幹相談支援センター開設当初から相談支援部会に近い形で集まる会が月1回開催されている。その顔合わせで共有される内容について、密に連携を図れるようになった。
- 緊急案件の情報をキャッチしたり、行政がキャッチした内容から相談が来てつないだりする体制を地域生活支援拠点等ができる前から実施していた。当時は行政職員が最初の一報をキャッチし、受け入れ先を探すという流れになっており、基幹相談支援センター設置以降は、基幹相談支援センターも連携している。地域生活支援拠点等が設置されてからは、地域生活支援拠点等でキャッチし、日中であれば基幹相談支援センターや行政の各課と連絡を取り合って受け入れ先を探している。情報をキャッチしてから短時間・短期間の中で、ある程度の決定を様々な関係機関が共有できる体制が取れるようになってきている。
- 平成29年10月の開所から平成30年9月までの1年間で、宿泊を伴う緊急一時保護は11件あり、緊急相談という枠で捉えると、その数以上に相談がある。コロナ禍を経て、少し件数が落ち着いてきており、最近では年間6、7人位のペースである。令和5年度は、残りの2、3ヶ月でもう少し増えると思われる。宿泊を伴うものは年間10件前後である。
- 鹿児島市としては、緊急の線引きがあったので、現在の形で実施する判断をとった。ケースを通して、受け入れが終わった後に情報共有をし、そこで調整しているのが実情である。その中で、例えば家はなくてもお金がある方には、違う手段を探すことになる。
- 1次アセスメントは拠点コーディネーターが情報収集を行い、判断している。

【工夫等】

- ・ 鹿児島市の相談支援事業所数は80事業所程で増えてきている。会を行うにも大所帯になってきたので、基幹相談支援センターがあり方を検討し、地区別に開催する等の工夫をしている。
- ・ 緊急一時保護で空床補償している短期入所だが、共同生活タイプの共同生活援助のフロアの一角に部屋がある。緊急の方は医療的な情報が少ないまま来ることが多いため、コロナ禍を経て、最低限の健康チェックができることを線引きにしている。他県から来る方についても、情報が少ない場合は可能な限り関連する方と繋がった上で受け入れるというルールを設けている。
- ・ 緊急案件の出口支援に関してはケースによる。緊急一時保護で来たが、担当相談員がいた場合は担当相談員につないでいる。相談支援専門員を探す必要がある状況であれば、基幹相談支援センターと情報を共有した上で、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所をあたり、次につなげていく。情報をキャッチする前後で基幹相談支援センターと連携しながら進めている。

地域移行の体験

- ・ 緊急一時保護で来たケースは、必ずその先についても同時進行で進めていることが多い。ご本人が希望した共同生活援助や、共同生活援助とセットで日中はどこに行くかといったコーディネーターはこれまでもしてきたが、体験の場としての実績は少ない。
- ・ 空床の枠の実利用が年間8～10件前後しかないため、鹿児島市と相談し、空床枠を活用した体験の受け入れをすることとなった。今年度はその周知を行っている。
- ・ 鹿児島市としては、元々登録制のような形での緊急一時保護について、当初は隠れているニーズのある方たちをピックアップする話があったが、地域生活支援拠点等として相談のネットワークも広がっているので、必要になるであろう方たちには短期入所を勧めていく動きを取っていった。
- ・ 実利用はないが、短期入所の利用契約をされている方が多く、体制は作れている。
- ・ 実態としては、短期入所でホームの疑似体験をして、共同生活援助に入る際には、事業所ごとに独自で実費だけを頂くケースが多い。地域生活支援拠点等を介しての体験の件数にはあまり反映されていない。

人材育成・地域づくり

- ・ 月に1回の協定事業所と行うミーティングで、事例の共有や実績の確認をしている。
- ・ 基幹相談支援センターが主催する自立支援協議会の定例会は月に1回あり、構成メンバーのリーダーにあたる方々は、その1週間前に事務局会議を行っているため、月に2回は顔を合わせることになる。日程が分散すると負担が大きいため、ミーティングは定例会の後や、事務局会議の前後に組み合わせる等、スケジュールの工夫をしながら行っている。
- ・ 地域生活支援拠点等の宿直に協定事業所の職員にも来てもらうことで、委託先の法人職員も外部の相談支援専門員の方々と同様のやり取りが発生する。ケースの受け入れを通してOJTがなされており、来てもらう方々も他法人で色々な業務の共有をすることで、双方向の人材育成になっている。
- ・ 定例会を中心とした既存の相談支援ネットワークができていたので、それを活用した地域生活支援拠点等事業の周知を行っている。また、事務局会議と定例会には必ず参加している。本来、事務局会議はリーダーが参加するもので、基幹相談支援センターがリーダー構成を決めるが、リーダーにならなくても事務局会議に参加し、地域の様々な関係機関との研修やセミナーに関わるようにしている。地域生活支援拠点等のリーフレットを地域の特別支援学校等に挨拶の際に持って行き、地域生活支援拠点等事業に興味を持ち、見学や研修の依頼が来た際には、できるだけ協力するようにしている。
- ・ 地域生活支援拠点等の中核施設の1階にある生活介護の方でコーヒーの販売を行っている。コロナ禍で少し減ったが、生活介護事業所が動いてない時間帯に地域交流スペースを1時間300円で貸しており、そこを活用してイベント等を開催している。拠点コーディネーターが他の拠点コーディネーターや地域生活支援拠点等に勤めているスタッフからアイデアをもらいながら実施している。

【工夫等】

リーフレットは簡易的なものだが、地域生活支援拠点等の主な役割などが記載されており、法人ホームページからダウンロードもできるようになっている。まだ更新が反映されていないが、わかりやすく資料請求のバナーを作り、そこからダウンロードできるようにする予定である。

【主な事例】

令和5年10月は、『そなたdeマルシェ』というマルシェを開催し、地域の方はもちろん、広く鹿児島県内から来場があった。（イベント名は草牟田という地域を方言で「そなた」と言うことからである。）地域生活支援拠点等の建物としては、こういった地域交流を含めたイベントも実施している。

◆◆ 拠点コーディネーター ◆◆

●●●● 所属機関、配置状況、資格等の状況 ●●●●

- 相談支援事業所等の相談支援専門員3名、社会福祉士・相談支援専門員を配置している。正規職員で、3名とも特定相談支援を行っている相談支援事業所等の相談支援専門員を兼務している。3名のうち1名は主任相談支援専門員である。
- 要件としては相談支援専門員であることとしている。
- 面的整備の部分での協力法人からの宿直者は、夜間帯は拠点コーディネーター業務をする位置付けなので、相談支援専門員もしくはサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者などの資格を所持している人、または緊急時の判断ができる方という形で、広く対象として捉えている。なお、拠点コーディネーターについては、地域生活支援拠点等に配置することとしているが、配置人数等の指定はない。

【工夫等】

- 相談支援事業所等の体制の変動によって、2人体制をとっていたこともある。現在は3人体制である。通常業務と兼任しながらのコーディネートのため、人員は多くなっている。体制の中で多く関わるようにし、地域の中で地域生活支援拠点等事業に関われる人材を増やしていきたいと考えている。拠点コーディネーターが1人だと、勤務体制を構築するだけでも大変なので、複数配置が望ましいと考えている。鹿児島市としては、調整役や判断を受ける方が増え、非常に助かっている。

●●●● 予算 ●●●●

- 地域生活支援事業の基幹相談支援センター等機能強化事業を活用している。

●●●● 具体的な業務、実績、効果のあった事例 ●●●●

- 地域生活支援拠点等が整備される前の平成24年10月から、虐待防止センターを基幹相談支援センターが担っており、基幹相談支援センターが開所していない時間帯は、現在の地域生活支援拠点等の委託先である社会福祉法人の入所施設に電話転送していた。
- 地域生活支援拠点等が開所した平成29年10月から、留守番で地域生活支援拠点等が電話番号の案内をする体制とした。したがって、平日日中は基幹相談支援センターが受け、夜間と基幹相談支援センターが開所していない日は、終日地域生活支援拠点等が受ける体制となっている。

【工夫等】

- 虐待に関する研修は、事業ごとに実施が義務となっているので、一般的なものを実施している。それ以外の対応については、ケースを共有する形で学び合うようにしている。ファーストコンタクトの際の配慮は難しいが、そこから受け入れに向けて進捗した際に、他者から連絡が来ても漏らしてはいけない情報等は虐待案件に限らず細かくあるので、その都度、職員間で共有をしている。
- 面的整備として協力いただいている法人とは、宿直のファイルを通して引き継ぎをし、月1回のミーティングで確認している。

◆◆ 地域生活支援拠点等の運営状況 ◆◆

●●●● 自治体の関与の状況 ●●●●

- 地域生活支援拠点部会を年1回開催し、運営は地域生活支援拠点等を受託する社会福祉法人に委託している。市の自立支援協議会の定例会及び事務局会議を月1回開催している。
- 出席者は基本的に面的整備として協定を結んでいる連携法人である。
- 実際宿直に来る方が参加することもあれば、法人の事務局の方や、協定に興味を持っている方が参加することもある。

●●●● 地域生活支援拠点等の機能の検証や検討の方法 ●●●●

- 基本的には月1回の協定ミーティングで先月分の振り返りを行い、そこで挙げた内容を翌日以降に活かせるように実施している。
- 部会自体の開催回数は多くないので、実動的な部分は協定事業所とのミーティングの中で協議している。基幹相談支援センターが主体になっている定例会の中でも、地域課題の抽出は年間を通して取り上げている。解決できるツールであればどちらでも構わないので、そういったところでも地域生活支援拠点等を介して挙げた事例を挙げるようにしている。
- 鹿児島市の自立支援協議会定例会でまとめた内容を提言書として上げていく流れが出来つつある。そこに地域生活支援拠点等で挙げた課題も合わせている。定例会で上がった地域課題に地域生活支援拠点等の事例から抽出した課題をつなげていけるようにしている。
- 費用対効果については障害者の地域移行を進めていくという目的と趣旨からすると、お金に代えられるものではない。件数は少ないが、緊急一時保護などの機能は持たなければならない。費用はかかるが、一定の効果はあると考えている。
- 地域生活支援拠点等の機能としては、拠点コーディネーターの数を1名以上としているため、今のところ計画を達成できている。計画の切り替えがあれば連動してアップデートしていく。
- 地域生活支援拠点等の予算のほとんどが空室補償の部分と拠点コーディネーターの人件費となっている。

竹富町

◆◆ 地域生活支援拠点等の整備状況 ◆◆

●●●● 設置方法 ●●●●

整備に向けて準備中

- ・ 現在未整備である。

【展望等】

- ・ 周辺自治体の立地状況より、八重山圏域（石垣市・竹富町・与那城町）での複数設置が望ましいが、当面は単独での整備を目指している。将来的には複数設置への変更も視野に入れたい。
- ・ 竹富町に地域生活支援拠点等を一か所整備する方向で検討している。八重山圏域は3市町で圏域を構成しているが、人口を考え、石垣市に頼りながら進める方法が良いと考えている。
- ・ 整備累計については、多機能拠点等は地理特性上困難なため、面的整備を予定している。竹富町は9つの有人島とその周辺の無人島からなる。西表島が中心となっているが、西表島に多機能型拠点等を整備した場合、他の島での活用が難しいので、面的整備を進めたい。最初は竹富町に整備する方向性だが、現在は就労継続支援B型事業所が1か所設置されているのみである。障害者相談支援事業は石垣市にある法人に委託しており、石垣市から他の島に通い、相談支援を行っている。委託先法人は、就労移行支援・生活訓練・就労継続支援A型・共同生活援助等も実施しており、主に石垣市で事業展開を行っている。
- ・ 現在は竹富町に相談支援事業所はないが、地域生活支援拠点等整備予定の中で、西表島にある旧幼稚園跡地で地域生活支援拠点等の整備ができないか画策している。今ある就労継続支援B型事業所も老朽化しているため、同時に移設可能か検討している。また、相談支援事業所も整備し、相談支援専門員が島に常駐できるよう検討している。

●●●● 実施要綱等の有無 ●●●●

なし

【展望等】

- ・ 竹富町障がい者自立支援協議会や竹富町こども未来応援会議を活用し、検討を重ねていきたい。
- ・ 数年前の自立支援協議会の議事録より、地域生活支援拠点等の整備について、検討していたようだが、空白期間があり、再スタートとなる。幼稚園跡地利用の目途がつかいそうな状況である。
- ・ 自立支援協議会の中にワーキンググループを発足し、重点的に検討を重ねる予定である。メンバーは、竹富町のサービスに入っている事業所で相談支援事業所や訪問看護、居宅介護事業所、共同生活援助、民生委員、社会福祉協議会、教育委員会、医療機関職員、保健師等で構成したいと考えている。
- ・ 開催頻度は少なくとも2カ月毎、または毎月等とし、様子を見ながら開催したいと考えている。
- ・ 構成について、相談事業の委託をしている石垣市にある法人が、様々な事業を行っており、その法人に地域生活支援拠点等の構成に入ってもらう想定だが、他にも手を挙げてくれる事業所があれば掘り起こしていきたい。
- ・ 竹富町には短期入所や共同生活援助はないので、利用する場合は石垣市に行き、サービスを利用する。

●●●● 予算 ●●●●

- ・ 現在検討中である。

整備プロセス

- 策定中の障害福祉計画において、令和8年度を整備時期としている。

【課題等】

- 設置までの検討プロセスの中で、マンパワーに難しさや課題を感じる。専門性が必要な分野だが、行政職員は他の業務も兼務しているため、専門職の知識を有する事は難しい場合が多い。
- 予算や補助金についての課題も感じている。利用する補助金は要検討の段階である。拠点コーディネーターの配置に関しては、相談支援事業所への委託を想定している。
- B&G財団の助成金で幼稚園跡地の改修はできるのではないかと考えている。

各機能の詳細

相談・緊急時の対応

- 基幹相談支援センターは未設置であり、設置の見通しは立っていない。
- 相談機能は石垣市の事業所に委託しており、障害福祉サービス利用は70弱のケースがあり、8割程度を担当いただいている。必要であれば島に来てもらう体制としているが、実質は週5日は島に来てもらっている状況である。
- 巡回支援専門員整備事業についても同じ事業所に委託しており、障害児だけでなく障害者の相談も随時受け付けている。

【展望等】

- 夜間や休日の緊急電話対応は、相談支援事業所に委託する予定である。
- 石垣市が地域生活支援拠点等設置にあたり、ワーキンググループで検討しており、資料を参考にしながら進める予定である。
- 地域生活支援拠点等が設置され、緊急時の受け入れで短期入所を利用する際は、石垣市の短期入所事業所へ行くことになる。
- 幼稚園跡地で、こどもの第3の居場所、入浴設備、食事提供も併せて整備する予定なので、短期的な緊急避難先、受け入れ対応先として整備したい。現在は夜中に緊急で動かなければならないケースはないが、昼間については過去に実績がある。

【課題等】

- 相談支援専門員が石垣市で活動している。石垣市でのケースもあるため、多忙な状況である。竹富町に在住可能で、竹富町内で働きたい方がいれば、すぐに配置を検討したい。
- 役場にも窓口はあるが、より専門性が高い窓口があれば、良い支援につながるのではないかと考えている。
- 夜間は動けないので、島に相談支援専門員またはそれに相当する資格を有する者を配置したい。
- 住民は、緊急時にはどうしたら良いかという不安を抱えながら生活しているので、この機能が整備されることにより、大きな不安を払拭できる。

地域移行の体験

- 竹富町の就労継続支援B型の機能強化について、B型を行っている法人が石垣市でA型も行っており、竹富町から石垣市に出たい場合は、石垣市へも目を向けられる。

【展望等】

- 将来的に町営住宅を間借りし、共同生活援助として稼働する計画がある。また、竹富島・西表島の国立公園内にある大学宿舎の建て替え予定があるので、その一部を共同生活援助として活用できないかを考えている。法的な検討は未実施である。空き家もない状況のため、女性シェルターとしても共同生活援助等でケアできれば良いと考えている。

【課題等】

- 8050問題がある中で、1人暮らしや共同生活援助への移行を進めるにあたり、竹富島には賃貸物件がほぼない。
- 利用者の高齢化・自立が問題になっている。1人暮らしをする中で、人との関わりをどうしていくかが課題である。居宅介護等を利用しながら、また、幼稚園跡地は敷地が広く、園庭が200坪あるので、そこで農福連携などができたら良いと考えている。閉校予定の小学校があり、そこを地域生活支援拠点等として絡めていけるのではないかと考えている。

【主な事例】

- 竹富町在住で精神科病院へ入院している方で、現在は石垣市で共同生活援助の体験をすることになっているが、「自分は島が好きだから島に帰りたい」といった要望があり、退院後に戻る予定となっている方がいる。精神科病院からの地域移行のお手伝いも、地域生活支援拠点等としてできるのではないかと考えている。竹富町は持ち家の方が多く、土地柄により、家の仏壇を気にする方も多い。共同生活援助や単身者用のアパートに戻るといよりも自宅に戻られる方が多い。

人材育成・地域づくり

- 主任相談支援専門員は石垣市にはいるが、八重山圏域が慢性的に相談支援専門員不足である。相談支援の圏域アドバイザーも八重山圏域は不在であり、他圏域の方が来てくれている。

【課題等】

- 人材育成は一番大きな課題だと捉えている。介護人材もひっ迫しており、さらに障害分野となると、より一層厳しさを感じている。相談支援事業を委託している法人の代表が、竹富町西表島の出身で思いを持っているので、連携しながら頼っていきたいと考えている。また、青写真レベルではあるが、人材の組合を作ろうと考えている。保育、介護、障害者施設へ空いている人は応援に行き、うまく人を回せるような組合を作りたい。将来的に障害福祉分野に興味を持ってもらえるような若い人材がでてきたら良いと考えている。
- 竹富町では、人材不足が深刻である。島に戻ってきた若者が最も心配するのは所得の問題である。地域生活支援拠点等が整備され、事業所が増えていくと、障害福祉の分野で仕事があり、島で暮らしていける考えられるという効果も波及できるのではないかと考えている。

【展望等】

- 拠点コーディネーターを配置して、中心的に動いてもらう予定である。
- 地域生活支援拠点等を作ることで、障害者の方に具体的に知っていただけるという効果はあるのではないかと考えている。幼稚園跡地での整備で障害のある方が働ける食事処や、小さな図書室の併設などを行いたい。観光客も地域の方も気軽に集まれるような地域生活支援拠点等を整備し、障害のある方の姿を見て、分かってもらえるような形で整備していきたい。

◆◆ 拠点コーディネーター ◆◆

●●●● 所属機関、配置状況、資格等の状況 ●●●●

- 未配置である。

◆◆ 地域生活支援拠点等の運営状況 ◆◆

●●●● 自治体の関与の状況 ●●●●

- 毎月の定例会で、支援の見立てと対応を検討している。
- 中学校を卒業すると、島を出て他県の高校へ行くが、出て行った後はどうなったかわからない状況である。他県での生活に心が折れて島に戻った後に、こもりきりになってしまい、その後どうなったかわからないこどもがたくさんいるので、沖縄本島からメールで連絡をもらってオンラインで話を聞ける体制ができています。行政が一丸となって横断的にこどものケアができるような体制を作っている。障害のあるなしに関係なく、回復してまた社会で活躍できるように、こどもの支援を行っている。こども若者支援協議会、こどもの貧困対策協議会、要保護児童対策地域協議会、自立支援協議会子ども部会の機能を併せ持ち、島を出て行ったり、戻ってきたこどもたちへのアドバイザー派遣を行っている。
- こども未来応援会議は、町長、副町長、健康づくり課、教育委員会、教育委員長、教育課長、健康づくり課長、福祉支援課長、総務課長、政策推進課長、町民課長、アドバイザーで構成している。

【展望等】

- 地域生活支援拠点等で、こどもも同様に見ていける形のを整備したい。

【課題等】

- 竹富町も子育て支援、子育てサポートは足りていない状況であり、こども未来応援会議はサポート不足の方を拾える体制をつくるためのものである。アドバイザーの方にGoogleフォームで直接予約できるようなものになっており、すぐに日程を組める体制になっている。

竹富町こども未来応援会議

～子育て支援施策の推進～

🐱 支援事業の方針

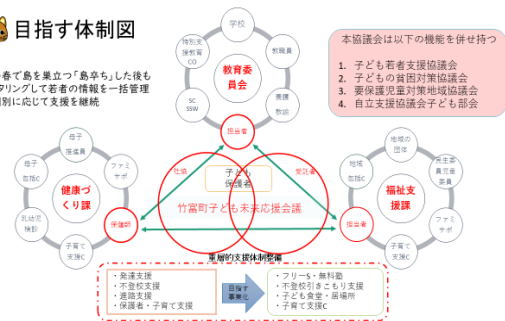
1. スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの役割分担
2. 町内の学校長・教頭との連携強化。各学校のニーズの拾い上げ
3. 計画的な巡回支援（子供貧困対策支援員を配置）
4. 拠点整備、居場所運営サポート（旧おおはら幼稚園の活用）
→ B&G財団がける「子ども第三の居場所」事業に立候補
5. 児童生徒及び保護者支援
6. 年間工程表を作成
7. 人材育成、事業の効果、継続的運営
8. 外部機関からの助言・研修・評価・検証等
9. 会議体
① 事務局会議：毎月1回 ② 連絡会議：4回/年 ③ 全庁会議：2回/年

🐱 現状と課題について

1. スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのニーズが高いが、支援の回数に限りがある。
2. 竹富町において、不登校児童生徒数が割合で高く保護者にとっての相談の機会が必要。
3. 子どもの居場所に加え、保護者の居場所が欲しいとの訴えが多くある。
4. 明日の竹富町を担う若者を支える系統的・横断的・継続的な仕組みが必要（無い）。
5. 要保護児童対策協議会（要体協）の機能強化が必要。
6. 島を出た後（進学等）の子ども達へのサポートやフォローの体制が無い。
7. 風習や文化の違う島々において、環境整備（人的資源）が必要。
8. アルコール問題、DVが見え隠れする世帯。民生員など、近しいが故の相談活動の困難さ。
9. 県（児童相談所・家庭相談所）との連携を今以上に強化。

🐱 目指す体制図

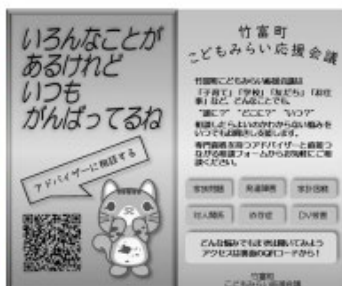
15の島で島を渡りつ「島まち」した後もモニタリングして若者の情報を一括管理し、個別に応じて支援を継続



【展望等】

- 地域生活支援拠点等整備後は、自立支援協議会や子ども未来応援会議での検証方法について、国の資料を参考にしていきたい。

竹富町子ども未来応援会議の周知について



- ★竹富町広報誌にて、毎月載せるように(スペースがあれば)依頼。
- ★ポスター、名刺サイズのカード、うちわなど様々な周知方法、啓発を計画しています。

埼玉県

◆◆◆ 地域生活支援拠点等の整備状況 ◆◆◆

●●●●● 整備、未整備の市区町村数 ●●●●●

- ・ 「埼玉県地域生活支援拠点等の整備状況について」として、年次で整備状況を把握している。
- ・ 現在は整備箇所が若干増加し、整備済み42市町村、未整備21市町村である。
- ・ 整備状況における充足度評価は、基本的に第6期障害福祉計画の最終年となる令和5年度末で評価する。未整備の21市町村について、令和5年度末に、何らかの形で整備することとなっており、順調に整備が進んでいると考えている。

【課題等】

- ・ 規模が小さい自治体は、社会資源が充足しておらず、緊急時の受け入れ、専門的な人材（主任相談支援専門員等）が地域に全くおらず、短期入所や共同生活援助の事業所も無い状況の中、整備促進をどのようにしていくかが課題である。市町村もどのように進めていけば良いか分からない状況である。
- ・ 地域生活支援拠点を複数自治体で設置していることについても、圏域の市町村ごとに話し合っ進めており、そこから取り残されている規模が小さい自治体で整備が進まない現状である。支給決定の関係で、監査に行くときに市町村の担当に整備について働きかけ、状況確認や依頼を行っている。課題に対し、県として積極的にアクションが出来ていない状況であり、具体的な要望が県に直接来ることもない。

●●●●● 整備状況の具体的な把握方法 ●●●●●

- ・ 年度当初に市町村へ照会し、整備の進捗状況を確認した。

◆◆◆ 市区町村へのバックアップの状況 ◆◆◆

●●●●● 具体的なバックアップの状況の詳細 ●●●●●

- ・ 毎年、専門家のアドバイスを必要としている市町村へアドバイザー派遣を行っている。アドバイザー派遣については、埼玉県相談支援専門員協会に委託している。地域生活支援拠点等だけではなく、医療的ケア児の協議の場や、児童発達支援センター、基幹相談支援センターも含め、市町村より要望があった際に派遣している。件数としては、年間1～2件程度である。既整備の自治体も含まれている。
- ・ 令和5年度は、計画の最終年ということもあり、市町村の課長や基幹相談支援センターの方を対象に、好事例の共有をするための研修会を実施した。

【課題等】

- ・ 派遣の際、委託先へのレクチャーや調整を実施していないことが課題である。

●●●●● 今後の具体的なバックアップの方針 ●●●●●

- ・ アドバイザー事業は来年度も引き続き継続予定である。アドバイザー事業以外は予定していない。

【課題等】

- ・ 市町村をバックアップするための各市町村の現状や実情等を把握できていないので、把握する必要がある。

東京都

◆◆ 地域生活支援拠点等の整備状況 ◆◆

●●●● 整備、未整備の市区町村数 ●●●●

- 現在の整備状況は、整備済29か所、未整備33か所である。
- ホームページに掲載している令和5年度の整備計画目標にある「各区市町村に少なくとも1つ以上整備」は未達成の状況である。
- 都の事業として、地域生活支援拠点等事業所となっている短期入所の受け入れ体制整備促進事業を行っている。
- 「障害者(児)ショートステイ受入体制支援事業」は、東京都の独自事業として行っている。利用者の受け入れ時ではなく、専門的人材及び受け入れ体制を確保するために人材を配置することを要件に、補助金を交付している。令和4年度は7区市、令和5年度は9区市が見込まれている。
- 整備箇所29か所のうち、整備類型の内訳は面的21か所、多機能型1か所、多機能型と面的整備7か所となっている。

【課題等】

- 未整備自治体の課題へのアプローチについては、「どの機能が1番課題となっているのか？」という調査の中で、「緊急時の対応」で社会的資源の確保や人の配置が困難という点で挙がっている。
- 地域生活支援拠点等は、地域で暮らす障害者(児)の重度化・高齢化等に対応するため、専門性を有し、地域生活で生じる障害者等やその家族の緊急事態に対応を図る目的の5つの機能を有する体制であり、区市町村における整備は進みつつあるが、地域生活支援拠点等の各機能が有機的に役割を発揮するためには、関係機関との連携強化が必要である。

●●●● 整備状況の具体的な把握方法 ●●●●

- 整備状況を把握するため、都としては、国で行っている年1回の調査で定期的に確認している。

【課題】

- 未整備箇所へのアプローチは、整備に向けて何が課題になっているかを調査で確認しつつ、令和5年度から区市町村連絡会の中で、地域生活支援拠点等の整備について議題として挙げ、情報共有を図っている。

【展望】

- 今後も区市町村連絡会の中で具体的な事例を紹介する等、配置に対する意欲を働きかけたい。

【工夫等】

- 都としての整備状況の取り扱いは、自立支援協議会とは別の協議会で当事者が報告を行っている。地域移行やサービスをコーディネートしていく中で、自立支援協議会自体や、地域生活支援拠点等、基幹相談支援センター等が重複しているので、支援をどう充実させるかは、各区市町村で情報共有を図りながら行っていけると良いという意見が挙がっている。

◆◆ 市区町村へのバックアップの状況 ◆◆

●●●● 具体的なバックアップの状況の詳細 ●●●●

- ・ 緊急受け入れの短期入所の人件費補助、5つの機能をそろえるために共同生活援助等それぞれの事業所の整備補助、運営補助等ハード面とソフト面での補助をそれぞれ行っている。
- ・ 都としての地域生活支援拠点等事業の実施要綱はない。区市町村で整備している自治体はある。
- ・ 都のホームページに掲載されている区市町村の事例については、都独自として作成したものではなく、厚生労働省のホームページから抜粋している。

【工夫等】

- ・ 未整備箇所へのアプローチでの効果状況は、事例を紹介するという部分では、厚生労働省のホームページを紹介している。また、区市町村だけを呼んでの区市町村連絡会にて、整備済みの2区市に事例の発表を行ってもらった。

【課題等】

- ・ 整備後の具体的なエピソードについては、区市町村に対して行った簡易調査において、緊急時の受け入れ機能は整備したが、身体障害や精神障害のある方の受け入れに関しては機能が不十分との回答がみられる。

●●●● 今後の具体的なバックアップの方針 ●●●●

- ・ 引き続き、好事例の紹介、課題の調査を行う。
- ・ 障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、緊急時の受け入れ対応、専門人材の確保・養成等の機能を有する地域生活支援拠点等における連携強化に取り組む区市町村を支援する事業（地域生活支援拠点等の連携を強化する取組に要する経費を補助）を令和6年度実施予定。

【課題等】

- ・ 都市部は整備が進んでいるが、郊外をどのように整備していくかについて、課題がある。

長野県

◆◆ 地域生活支援拠点等の整備状況 ◆◆

●●●● 整備、未整備の市区町村数 ●●●●

- 77市町村のうち、未整備町村が3か所である。
- 整備済み74市町村（12箇所）のうち、ほとんどは面的整備である。多機能+面的整備が1箇所である。
- 未整備の町村のうち1箇所は高齢者福祉に関わる地域課題にあわせて体制整備をしていく意向。
- もう1箇所は、地域自立支援協議会の活動の中で、学習会の企画に声かけいただき、地域生活支援拠点等に併せて、基幹相談支援センターも設置が努力義務となり、まずは主任相談支援専門員をぜひ養成する方向性で声掛けをしているところである。
- これまでの関係者や担当者の土台づくりがあり、主任相談支援専門員を育成する方向で動いている。令和6年度は、主任相談支援専門員を1人養成する見込みがあり、そこから3年間、6年間の計画で取り組む方針である。

●●●● 整備状況の具体的な把握方法 ●●●●

- 全県から行政や相談支援従事者を中心に、主任相談支援専門員も含む地域協議会に関わる者が集まる「障がい者相談支援体制等機能強化会議」を行っており、地域生活支援拠点等の好事例の横展開を狙い、実践状況、成果、課題等を報告し、取組を共有する機会を年1回は設けている。会議での配布資料として、事前アンケート等を実施し、概要を把握している。会議自体の開催頻度は年3回程度である。
- 「障がい者相談支援体制等機能強化会議」とは別に、自立支援協議会フォーラムを県の協議会で年1回企画実施している。

◆◆ 市区町村へのバックアップの状況 ◆◆

●●●● 具体的なバックアップの状況の詳細 ●●●●

- 県協議会では会議を年3回、自立支援協議会フォーラムを年1回企画実施している。このうち1回は、好事例の横展開等をねらいとして、地域生活支援拠点等の取組状況の共有等に充てている。その他の機会は、地域生活支援拠点等を含む法令・報酬の説明の機会を設けている他、地域から出された課題に対応するテーマを年度ごとに設定している。今後もこの取組を継続する。
- 協議会の中で、地域からの課題の吸い上げに努めているところなので、地域生活支援拠点等の関係も含め、研修会とそのテーマについて要望があった場合には、協議会のシステムとしては応える体制になっている。
- 未整備の町村には、保健福祉事務所を通じたり、直接県の自立支援協議会の事務局の方に連絡をもらったりする中で、主任相談支援専門員の育成についても、他圏域の基幹相談支援センターの主任相談支援専門員と担当の2人で学習会の講師を担い、主任相談支援専門員の育成の必要性や、総合支援法の改正法が施行されることに伴い地域生活支援拠点等や基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務になることを説明した。

【課題等】

- 県として独自の予算は無いため、地域生活支援事業の補助金を使うように案内しているが、満額出されるものではないので、厳しい点と感じている。

●●●●● 今後の具体的なバックアップの方針 ●●●●●

- 長野県としては、現在行っている活動を止めずに取り組もうと考えている。
- 県としての地域生活支援拠点等に関する要綱は、機能強化会議で、「地域生活支援拠点等の登録をしたい/登録した」という書式の雛形のようなものを市町村に示した経過がある。
- 今後の市町村へのバックアップの方針について、来年度の機能強化会議の中で何を取り扱うかは、令和6度に決めるので現在は未定である。事務局としては、全3回の機能強化会議のうち1回は、地域生活支援拠点等のことを取り扱いたいと考えている。

【課題等】

- その地域の実情ごとに課題があり、飯伊圏域のように大きな圏域で一つの地域生活支援拠点等を持っているところもあれば、都市部と周辺部もある。好事例の横展開といっても、すべての自治体で同じことができるわけではない。そういったところの咀嚼と、好事例をどう展開していくのが良いかという点は、悩みどころであると感じている。

三重県

◆◆ 地域生活支援拠点等の整備状況 ◆◆

●●●● 整備、未整備の市区町村数 ●●●●

- 令和6年2月1日付の調査で整備済み15市町、未整備14市町である。令和5年度に整備された2市町を含む。
- 2圏域が圏域で整備しており、その中の1圏域は圏域の中の市が単独で拠点型としても整備しており、複合的な形となっている。他の14市町はすべて面的で整備している。

【課題等】

- 国が作成した手引き等を市町村に提供しており、地域生活支援拠点等の体制整備は出来ているが、有効的な運営が出来ているかどうか、十分な検証にはまだ至っていない。

●●●● 整備状況の具体的な把握方法 ●●●●

- 国から整備状況の調査があるが、それだけでは不足するため、県独自の調査を行い地域生活支援拠点等の整備状況として取りまとめている。
- 「相談」「緊急時の受け入れ」の2つの機能に関しては、比較的整備が進んでいるが、他の3つの機能については今後整備する箇所が多い。年度途中での整備もあるため、各地域の担当が地域の自立支援協議会に出席し、随時把握している。

【課題等】

- 市町からの要望としては、「資源不足」が最も多い。三重県は南北に細長く、南部は過疎地域も多い。相談機能はほぼあるが、緊急時の対応ができる事業所は不足している。
- 自立支援協議会を通じて連携が緊密にある自治体に関しては、何らかの形で地域生活支援拠点等整備済みの箇所が多い。自立支援協議会が形骸化している自治体に関しては、未整備の箇所が多い。
- 拠点コーディネーターの配置は4自治体で、設置が進まない現状である。県主催の相談支援体制検討会議において、次年度の報酬改定等についての研修会を実施した。地域生活支援拠点等の加算は、既存の加算も算定の仕方がよくわからないといった特定相談支援事業所が多く、次年度の加算算定についても不安がある。人件費の問題がとて大きく、新しく人を配置して拠点コーディネーターの役割を担ってもらうことには課題がある。


◆◆ 市区町村へのバックアップの状況 ◆◆

●●●● 具体的なバックアップの状況の詳細 ●●●●

- 市町の自立支援協議会に県担当者が参加し、各圏域の現状把握をするとともに、情報提供や助言等の支援を行っている。ハイリスク世帯の把握方法や、ハイリスク世帯の定義などについてアドバイスをし、対象者の人数を把握したのちに地域生活支援拠点等の必要な機能について、議論した方が良かったことや、地域生活支援拠点等が未設置であり、困っていないかもしれないが、その都度対応するのではなく、システム化して地域にも周知した方が良かったといった事を伝えている。
- 圏域をまたいで緊急時の対応をする動きも出てきており、市町単位だけでなく、障害保健福祉圏域単位でも、地域生活支援拠点等の整備について協議している地域があり、そこに県庁職員も出席している。
- スーパーバイザーを7名配置し、各地域に派遣できる体制構築をしている。地域生活支援拠点等のことだけではなく、相談支援体制、障害児、虐待防止等に対応している。県の自立支援協議会の専門部会の中に人材育成検討部会があり、国の指導者養成研修に参加した約50名を委員として任命し、県が開催する研修の講師やファシリテーターとなっている。その中のコアメンバーの7名がスーパーバイザーを担っている。
- 市町職員や基幹相談支援センター、委託相談支援事業所の職員が参加する障害福祉計画策定研修において、国の指針に基づく取り組むべき課題について、圏域ごとで話し合う場を設けている。

【工夫等】

- 課題は多々あるが、中でも地域生活支援拠点等や相談支援体制の課題が多く、整備状況や課題を話し合った。研修参加前に地域の取り組みをまとめたものを提出いただき、県が集約し共有しながら研修を実施している。
- 地域の取り組みをまとめることが現状分析にもなり、課題を進めていく箇所も視覚化できるようにしている。研修を進める中で、障害福祉計画と地域の現状や課題への取組がつながってきている。



地域生活支援拠点等の好事例集

障害者総合福祉推進事業

市町村や都道府県における地域生活支援拠点等の整備や機能の充実に係る調査研究